

「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」

# 資料集

主催

一般財団法人自治総合センター

「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」実行委員会

後援

総務省／屋久島町／一般社団法人中辻創智社

「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」  
実行委員会編

## 序

屋久島憲法とは、1921年（大正10年）鹿児島大林区によって発布された「屋久島国有林経営の大綱」（以下「大綱」）のことである。その前年、国有林下げ戻し裁判闘争に敗北した屋久島では、裁判の結果を受け入れ、条件闘争に向かうべきだとする調印派と、あくまでも権利の主張を貫くべきだとする反調印派との間で激しい争いが起こり、盗伐が増えるなど、島内は騒然とした雰囲気であった。そこで、「大綱」が発布された。全文は本資料集に復刻しているが<sup>1</sup>、4項目からなる指針が中心である。

その4項目は以下の通りである。

(1) 4万2,000町歩<sup>2</sup>の国有林のうち、奥岳を除く前岳部の約7,000町歩に地元住民の利益になる特別作業地域を設ける。

(2) 特別作業地域は委託林として島民が自家用および稼業用として薪炭材を利用することを認める。

(3) 奥山の伐採では労働力として島民を優先的に雇用する。また鳥もちの原料としての材（ヤマグルマ）を島民に供与し、鳥もち生産を助けて、島民の生活を支援する。

(4) 島内の道路が不備のため、林道整備という名目で島内のインフラ整備を行う。

この「大綱」は、その2年後の1923年（大正12年）、「屋久島南東北事業区施業案」（「第1次屋久島国有林施業計画」）において<sup>3</sup>、その後の屋久島の国有林経営の基礎となる三分類が示されて、現代につながる。

屋久島の国有林は、主にⅠ普通施業地＝経済資源としての屋久杉、Ⅱ準施業地＝保護林、Ⅲ施業制限地＝保安林等、に区分された。また、普通施業地、準施業地には「特別作業林」が設けられ地元住民のための薪炭材の供給区とした。この特別作業林が委託林であり、戦後は「薪炭共用林」へと変遷していった。

さらに、1924年（大正13年）学術保護林が国の天然記念物に指定された（屋久杉原始林）。また、上屋久沿岸林道が起工され、小杉谷事業所が開設され、森林軌道が石塚上部まで増設された。

1921年の「大綱」は、屋久島の山岳部の土地の所有権を主張して敗北した島民への融和的・恩恵的措置であったが、江戸時代以来の伝統である「村持ち支配林」を背景とした林野入会権を部分的には認めている。このために、島民は「大綱」に示された政策に感謝し、次第にこの「大綱」を「屋久島憲法」と呼ぶようになった。それは、屋久島の近代と現代を分ける分水嶺となった。

爾来100年が経過したこの2021年に、過去100年の経過を検証し、今後の指針を得るために「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」を企画した。2020年度は準備委員会を立ち上げ、5回の会議を開いた。その成果を踏まえて今年度のシンポジウム開催にこぎつけた。

本資料集には、シンポジウムのスケジュールと記念講演者のレジュメを掲載しているだけでなく、主催団体である一般財団法人自治総合センターの希望により、シンポジウムの広告宣伝に努めてきたので、そうした活動のすべてを掲載することにした。例えば、シンポジウム広告宣伝用のポスターのデザインとその作成者の作成意図、薪炭共用林・分収造林地の最新地図、屋久島町のホームページに掲載した「屋久島憲法 Q&A」、ほかに屋久島森林生態系保全センター広報誌「洋上アルプス」に連載された実行委員長中島成久の「屋久島憲法100周年第1回～第6回」を再録している。さらに、本シンポジウムに関連する写真なども掲載している。

本シンポジウムはコロナ禍での開催となり、リモート会議方式を取り入れたハイブリッド型シンポジウムという、これまで経験したことのない形式でのシンポジウム開催となった。こうした経緯を経て実施されるこのシンポジウムは、シンポジウムの内容だけ

ではなく、準備段階での新たな経験は今後の屋久島での、会議やシンポジウム開催によって大きな意味のあることとなるであろう。

本シンポジウムは、一般財団法人自治総合センター、「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」実行委員会の主催であり、総務省、屋久島町、一般社団法人中辻創智社の後援を得ている。本資料集に掲載している地図、写真等については屋久島森林生態系保全センターのご協力を得た。関係機関のご協力に感謝を申し上げます。

「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」実行委員会委員長 中島成久

---

<sup>1</sup> 一部削除されている。復刻版 A は、1921 年当時の原文のままであり、B は現代語訳である。

<sup>2</sup> 1 町歩はほぼ 1ha である。

<sup>3</sup> 本資料集に委託林約 7,000 町歩の内訳を示したが、全文は『屋久島国有林施業案説明書』として、鹿児島短期大学付属南日本文化研究所により、1996 年（平成 8 年）復刻されている。

## 目次

### 序

1. プログラム
2. 記念講演要旨
  - (1) 鹿児島国際大学名誉教授三木靖氏
  - (2) 林野庁九州森林管理局長小島孝文氏
  - (3) NPO 法人活木活木森林ネットワーク理事長遠藤日雄氏
  - (4) 鹿児島大学教授枚田邦宏氏
  - (5) 日本工営（株）開発・運営事業部専門部長金仁周氏
3. 資料
  - (1) 復刻、大正 10 年（1921 年）「屋久島国有林経営の大綱」
    - A 『屋久町誌』昭和 39 年（1964 年）所収
    - B 「屋久島森林・林業総鑑」（中巻）平成 6 年（1994 年）、熊本営林局計画課
  - (2) 大正 12 年策定「屋久島南東北事業区施業案説明書」の中の 7,000 町歩の内訳
  - (3) 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地（公社）の位置図
  - (4) 「屋久島憲法」Q&A（2021 年 4 月、屋久島町ホームページ掲載）
  - (5) 林野庁屋久島森林保全センター広報誌「洋上アルプス」所収「屋久島憲法 100 周年」第 1 回～6 回
  - (6) 関連写真
4. ポスター決定通知（屋久島町町報 2021 年 9 月号）
5. 2020 年度「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」準備委員会活動記録
6. 実行委員会名簿



## 1 「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」スケジュール

主催：一般財団法人自治総合センター、「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」実行委員会  
後援：総務省、屋久島町、一般社団法人中辻創智社

会場：屋久島町総合センター(安房)

11月6日(土)

12時30分 開場

1時00分～1時15分 来賓挨拶(屋久島町長、林野庁、鹿児島県熊毛支庁長)

1時15分～1時20分 ヤクスギ苗木目録贈呈

1時20分～1時30分 シンポジウム趣旨説明 (中島成久実行委員会委員長)

【記念講演】

1時30分～2時20分

三木 靖氏(鹿児島国際大学名誉教授、2020年度鹿児島県県民文化賞受賞)

「屋久島憲法 100 周年——『上屋久町郷土誌』編纂過程から見える屋久島像」

2時20分～3時10分

小島孝文氏(林野庁九州森林管理局長)

「屋久島憲法と屋久島国有林の経営について」

3時20分～4時10分

遠藤日雄氏(元鹿児島大学教授/NPO 法人活木活木(いきいき)森林ネットワーク理事長、高知県立林業大学校特別教授)

「離島経済の振興を森林・林業・木材産業の視点から考える」

4時10分～5時00分

枚田邦宏氏(鹿児島大学教授)

「入会林野の変遷と今後のあり方」

5時 第1日目終了

11月7日(日)

9時00分 開場

9時30分～11時45分 総合討論①「屋久島憲法 100 周年——回顧と展望」

9時30分～10時20分

第1部：基調報告 中島成久氏(法政大学名誉教授)

10時30分～11時45分

第2部：共用林組合及び里エコツアー関係者による討論

11時45分～午後1時 昼食

【記念講演】

1時00分～1時50分

金 仁周氏(日本工営(株) 開発・運営事業部専門部長)

「屋久島が目指すRE100とバイオマス資源利用の可能性」

2時～2時30分 屋久島高校吹奏楽部演奏(合唱付きまつばんだ他)

2時40分～4時20分 総合討論②「屋久島憲法 100 周年——レガシーの継承」

4時20分 閉会(牧実寛実行委員会副委員長)

## 2. 記念講演要旨

### 屋久島憲法 100 周年—『上屋久町誌』編纂過程から見える屋久島像

2021. 11. 6 三木 靖

○屋久島は、古くから帆柱材生産地で、1408 年伐採株も現存しており、1595 年秀吉政権下では巨木生産地と認定され、島津氏は巨木を統制するため屋久島置目を制定している。

○鹿児島藩は(1)諸木の生産地、(2)南島航路の船舶材供給地、(3)流刑地として、屋久島を藩の直轄地とし、1640 年代には樽(板材)や平木(小板材)の貢納地とし、1728 年には夫役を「屋久島杉の平木 6 束」と決め、廃藩迄、八重山中の巨木伐採を積極的に継続した。1923 年鹿児島大林区署「編成案」には、村(集落)毎に庄屋ら多くの村民が、年に数本の巨木を斧で何日もかけ、伐り倒し、山中で板材とし、子ども・女性が担いで麓に下ろしたとみえる。

○平木の貢納義務が、村民に多雨・急峻な崖を乗り越え、屋久島で巨木を木材として生産する力を刺激し、伐採空間・運搬路を念頭に巨木を選び、木材に加工する場を定め、全体として山奥へと向いつつ、藩政中期には村毎にランドマークとして前岳を選び、伐採人(用夫)数と尾根・川筋に見合う範囲を、村で保護し、占有する状態を生み出した。「各事業区面積」はその反映で、屋久島には 17 村あり、それぞれ前岳があり、面積の広い宮ノ浦・永田・栗生・安房では 4 大河川の各河口部に複数の前岳を有した。奥岳は屋久島の最高地点で、17 村の共有地的な状態であった。とは言え 4 村は各川の直接の源流地点で、同地区への関与の度合いが強かった。当時、前岳は変わることがあり、奥岳との境は流動的だった。「各事業区面積」は藩政期の反映であり、近代の土地所有概念に収まらない面がある。

○藩は貢納の確保のため、山稼ぎの技術や人数等には注目したが、実務は村(集落)に任せ、貢納台帳は村毎に整理されていた。楠川文書 1814 年「楠川清水川新堀」によれば、8 月 9 日同村で、多くが稼ぎに出た後、ある家のカツオ煮釜の火が乾燥中の煙草に燃え移り、村の大半が焼失した。村詰横目の提唱を受けた村は、会合し 11 月 1 日村庄屋以下 249 人が作業し、2 日完成、3 日には、毎年浚うと決めて、文書を作成した。村は自から村の新堀を造り、その維持を目指したのであり、巨木を探し伐採する場を決めるのと同様な対処をしていた。

○地租改正の際、政府は屋久島の村共有地を認めず、村民はこれを不当と行政訴訟、その判決は村共有地ではないと請求を却下した。政府は屋久島の経営のため、編成案を作成中の 1921 年「判決に基づき、奥岳伐採のためと、村民の利益増進に向けた自家用・嫁業用に向け前岳を委託林(村民に委託)とする、奥岳伐採の雇用に村民を優先する、道路建設は奥岳伐採と村民の移動に不可欠なので費用を分担する」とした。この「大綱」は、極上の模範(法規)であるとし「憲法」の語をあてた。確かに、これが屋久島憲法である。当時憲法は極上の法規、公正・公平を指していた。一例をあげれば、大綱作成の 354 年前に「百姓の飢寒を思い、苦悩貧富を知ることが憲法」(島津家文書 No.1421「島津義久教訓」)とある。

○その後、政府は、委託林の事業区種別を修正し、その性格を薪炭材供給として永續させたい、集落(旧村)の山として、村民が日常的に、親密な気持ちで接し保護したくなるものにしたい、暫時地元の基本財産(=部分林)となることを理解してもらいたいと、説明を繰り返している。

以上 1967~98 年に町誌編集・関連史料収集に関った者がみた、屋久島の山林史である。

## 1 はじめに

私は、平成9年10月から平成12年4月まで署長として屋久島で仕事し、今回、局長として屋久島憲法100周年記念シンポジウムに参加できることを心から嬉しく思っています。屋久島憲法の理念は現在の国有林の管理経営にも生きています。今回のシンポジウムではこれまでの国有林野事業を振り返るとともに、次の100年に向けてどのように屋久島憲法の理念を活かしていくかについて皆さんと考えてみたいと思います。

## 2 屋久島憲法の理念

屋久島では明治期の国有林編入を不服とする行政訴訟がなされ、大正9年に「地元で不利な判決が下されると、これにまつわる微妙な問題が次々と醸成され、それらをめぐる部落間の対立感情等も高まって、島内には不穏な空気が感じられるようになった」<sup>(注1)</sup>ため、島民感情に配慮するとともに地元経済の安定、地域に根ざした国有林経営を行うため、国は「屋久島国有林経営の大綱」、いわゆる「屋久島憲法」を定めました。

## 3 これまでの国有林の取組

### (1) 屋久島憲法関係

屋久島憲法で設定された委託林は戦後の燃料革命、木材需要増大により一部は屋久島林業開発公社(現鹿児島県林業開発公社)の分収造林地などに姿を変えていますが、現在まで存続しており、公社の人工林は現在の屋久島の林業を支えています。また、大正11年から沿岸林道の開設が始まり昭和5年までに永田-宮之浦-安房-栗生間が開通し、昭和42年に西部林道が通ったことで島内一周道路が完成しました。

島内経済への貢献としては、事業の進展に伴い昭和43年度では島の2割程度の世帯は国有林関係事業により主たる生計を維持していたと言われていています<sup>(注2)</sup>。

### (2) その他事業

国有林では、素晴らしい自然や素晴らしい景観などを国民の皆さんに親しんで頂くために自然休養林を全国各地に設定していますが、屋久島でも旧上屋久町(白谷雲水峡)、旧屋久町(ヤクスギランド)にそれぞれ1箇所ずつ設定し、歩道整備、説明板の設置などを行っています。現在、これらの施設は屋久島を代表する観光スポットとして多くの観光客が訪れています。また、これ以外にも屋久島の持続的な発展に貢献することを念頭に置きながら、時代の変化にも対応した事業を進めてきました。

## 4 これからの100年に向けて

周囲を海に囲まれ中央に山岳が連なり周辺の海辺に人々が暮らす屋久島は日本の縮図ともいえます。現在、我が国では2050年の脱炭素社会の実現をめざして持続的な社会づくりへの挑戦が始まっていますが、屋久島はそのモデルになり得るのではないのでしょうか。島の面積の約7割を占める国有林を屋久島の挑戦にどう活用していくのか、国有林のみならず行政、住民が知恵を出して考えていくことが必要だと考えます。

(注1)「鹿児島県林業史」平成5年6月30日,p1019.

(注2)「鹿児島県林業史」平成5年6月30日,P1016.

## 「離島経済の振興を森林・林業・木材産業の視点から考える」

遠藤日雄（NPO法人活木活木（いきいき）森ネットワーク理事長）

離島経済の振興を考えるのは難しい作業です。なにしろ大きな市場から遠く離れているため物資を運搬・輸送するために流通コストが嵩むことが大きなネックになってきました。一方、島内の需要をみてもそう大きくはない。そのため離島経済の振興は無理でないかという諦観の念しばしば目の当たりにしてきました。つまり「内向きの思考」が支配的だったのです。

しかしほんとうにそうでしょうか。私は違うと思います。標題のように森林・林業・木材産業の視点から考えると、新たな振興の方向が見えてきそうな気がしてなりません。時代は変わっているのです。かつての天然林の銘木屋久スギから人工林のスギ並材（私は敢えてそれを新屋久スギと呼びたいのですが）へ大きくかわっています。

こうした時代の変化に対応し、私たちが住んでいる九州に限っても、五島、対馬（長崎県）ではヒノキ丸太を韓国や中国に輸出することによって、離島経済振興の方向を明示しはじめています。今、私たちに求められているのは「内向きの思考」から「外向きの思考」への転換ではないでしょうか。

「そんなこと無理だよ！」と半畳を入れられそうです。でも、できない条件を並べる立てるのはもうそろそろよしにしませんか。新たな屋久島の経済振興を森林・林業・木材産業の視点からいっしょに考えてみましょう。今回の「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」で私が提言したいのがそのことなのです。

ただ、一緒に考えてみましょうといざなってはみても、その素材がなければ議論にはなりません。そこで、このシンポジウムでは屋久島と同じ離島ながら、森林・林業・木材産業発展（林業成長化産業）の視点からかなり完成度の高い振興を実現している島根県隠岐島（隠岐島は島前、島後という2つの島からなっていますが、今回は島後を取り上げました）の取組みをご紹介します。離島経済の振興にはサプライチェーンマネジメント（SCM）という発想がきわめて有効だということにつつて申し述べたいと思います。

さらにSCMの具体的な事例として、「陸の孤島」といわれる鹿児島県大隅地域に注目したいと思います。鹿児島・宮崎の県境を越えた4つの森林組合による志布志港からの国産材丸太輸出に端を発したSCMが、さらに大きなSCMへと発展しつつある様子を図や写真を使って説明したいと思います。

最後に、私の「外向きの思考」提案に対して、参加者の皆様からご意見を頂戴できれば幸いです。どうぞよろしく申し上げます。

屋久島の共有林野は、現在まで入会林野として認識されてきた一つの形である。

### 入会林野の発生時点

農山村において、生活資材ならびに農業生産に必要な資材供給、採取食料の場、燃料（薪、炭）生産の原材料供給の場であり、日常的な利用を基礎していた。

入会林野は積極的に利用をしながら、それを維持するために、慣習による規制や管理責任を明確にする管理方法が選択されてきた。

### 土地所有権の確立と入会林野

土地に関してもっとも重要な制度は、土地官民有区分と地租改正であった。

土地は利用することができる権利が認められていたにすぎない

（土地支配 = 利用）。

土地官民有区分により、個人、公有、国有という土地の所有者の確定が行われ、土地所有権を確立した。この中で宙に浮いた形になったのが、集落が利用管理してきた入会林野である。集落の入会林野には、個人所有のように他人の利用を排除し、個人が独占的に土地を利用、処分することを想定していない。土地官民有区分で私的な存在になるか、公的な存在になるか判断は困難であり、多くが国有林の中に編入された。屋久島の場合は、訴訟も含め 1920 年まで係争していた。この係争後に島民の林野利用を認める「屋久島国有林経営の大綱（屋久島憲法）：共用林野（委託林）は、国有林所有地の中で住民（集落民）が係争の対象であった林野を共同して利用収益する権利を認めた

共用林野 = 住民が利用する権利を設定

### 森林利用の変化（薪炭利用の減少と公的資金による拡大造林）

地元住民による共用林野の利用には、様々なものがあり、もっとも大きな重要な利用であった薪炭利用、これは、電気や化石燃料の利用拡大により大きく減少、住民の日常活動としての森林利用は限定的になる。利用価値が減退した広葉樹林は、屋久島の森林開発の名で前生樹を新たな需要として紙パルプチップ材として生産され、その跡地に拡大造林を実施することになる。1963 年に屋久島森林開発公社（1999 年鹿児島森林整備公社に引き継がれる）を設立し、分収造林が開始され、新植・保育作業の雇用により林業賃労働収入を得ることになる。

共用林野 = 分収林契約により財産（「権利者」）+ 就業の場

### 共用林野組合の活動

2007 年に 5 つの共用林野組合の関係者に聞き取り調査：楠川集落の共用林組合では、120ha の共用林やのうち 31ha で分収林契約を行い、集落の共同作業で造林を行った。伐採時（当初計画では 30 年伐期）に収益の半分が地元を支払われることとなっていた。しかし生産経費を差し引いた立木材価はプラスにならず、権利者として収益を上げるには至っていない。このように地元住民が施業に関わっていたが、森林組合さらに有限会社屋久島林業に分収林の作業は委託されることとなった。

共用林野 = 分収林契約により財産（「権利者」）

入会林野（共用林野）は、森林産物を利用する場であったもの→林業就業の場

→分収林契約に伴う支払いの権利を得る場となった。

### 今後のあり方について

今後森林利用が全くなく、分収林契約の権利者としてだけ存在するのならば、分収林の主伐時点で共用林野はなくなる可能性が高い。今後とも住生活環境の維持に寄与しているならば、皆伐跡地の更新に住民が責任を持っていく、公的の支援をえながら次世代の森林づくりの担い手になるか、判断を求められることになる。

報告者連絡先（メール）：khirata@agri.kagoshima-u.ac.jp

## 屋久島が目指す RE100 とバイオマス資源利用の可能性

日本工営株式会社 金 仁周

### 1. RE100 に向けた対策の提案

屋久島町では島内の RE100 を目指し、令和 2 年度に環境省の補助事業を活用した再生可能エネルギーの導入を検討した。当社は同業務を受託し、バイオマス資源利用を含めた施策を提案した。その経緯から今回「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」での講演のお話を頂いた。

屋久島では 99%の電力を水力発電で供給しているが、RE100 達成に向けては、残りの約 1%を占める火力発電を再生可能エネルギーに転換することが重要である。同 1%は主に、渇水期に水力発電が稼働できない場合の予備電源として火力が供給する量に相当する。

また、渇水期以外においては水力に余力があるが、島内の人口減少等から消費電力が減少傾向であるため、発電電力が余るといふ余剰電力の利活用の課題も見えた。新たな再生可能エネルギーの導入に向けては、屋久島だけでなく、近隣諸島との電力連系による需要創出および近隣諸島からの再エネ電源需給（種子島の太陽光など）による相乗効果が期待できる。このような屋久島の電力事情から、以下の対策を提案した。

#### (1) 再エネ電源の強化

木質バイオマスを活用したバイオマス発電、安房川第一・第二発電所の更新・強化、千尋滝発電所の復旧（2019 年度の集中豪雨により故障停止中）、鯛之川における水力発電所の新設、台風などによる停電等が多い地域への再エネと蓄電池を組み合わせたマイクログリッド化による災害時でも電力の供給安定化

#### (2) 宮之浦火力発電所の使用燃料を水素などの再生可能エネルギーへの転換または蓄電

#### (3) 近隣諸島との電力融通（連系）

### 2. 屋久島のバイオマス資源利用の可能性

屋久島では森林の面積が約 90%を占め、うち 20%は世界自然遺産登録地域である。島内の森林組合が間伐などによる定期的な森林管理を行っており、同間伐材を島内の木材加工工場（ウッドクリエイトさつま）でチップ化し、製紙用原料として全量を鹿児島県に船で搬出している（年間約 11,000t）。なお、同工場では日量約 400t の燃料用チップ生産能力を有している。



(写真) ウッドクリエイトさつまの製紙用チップ（左）  
野積みでの剥いた木皮（右）

間伐材による木質バイオマ

スは、多くの自治体等で発電あるいは熱に利用する取組みがなされているが、原材料である間伐材の安定供給が課題となっている。出力 2,000kW 未満のバイオマス発電所は 2019 年 1 月時点で国内に 97 か所あり、同事例をもとに現在の屋久島のチップ生産量から想定した木質バイオマス発電所の最適規模は合計で約 800kW となる。この発電規模は、現在運用している宮之浦火力発電所の約 6%に相当する。

本講演では、屋久島におけるバイオマス資源の活用方法や活用する場合の課題などについて、述べることにする。

### 3. 資料

- (1) 復刻、大正10年(1921年)「屋久島国有林経営の大綱」  
A『屋久町誌』昭和39年(1964年)所収

#### 屋久島国有林経営の大綱

(いわゆる屋久島憲法)

#### 旋業関係事項

#### 第一節 国有林の沿革

#### 第一 概説

抑モ本島ハ上古ニハ益救郡トイヒ能満郡(永良部島)ト共ニ多嶽(種子ヶ島)ニ隸キ一國ヲナセリ大宝年間屋久島種子島ヲ併セテ益救郡ト称ヘ郡司ニヨリ治メラレシガ聖武天皇天平十四年大隅國ニ属シ其後建久年間ヨリ島津ノ守護トナリ応永十五年種子島主ニ隸属セシガ慶長十七年再ビ島津ノ直隸トナレリ当時山中ノ杉ハ神木ト称シ敢テ斧斤ヲ入レス寛永年間(二百九十年前)薩藩碩儒如竹其良材ノ捨ラレタルヲ惜ミ之ガ利用ヲ藩庁ニ勸メ蒙ヲ啓キシヨリ屋久杉材ノ利用創マリ宮ノ浦ニ島宰ヲ置キ(宮ノ浦ハ山川港ニ近キガ故ニ此処ニ役人ヲ流遣シタルモノノ如ク当時宰官ノコトヲ抑ヘト去ヒ毎年交代スル定メナリキ)島治ヲ掌ラシメ一種ノ林政ヲ行フニ到レリ  
維新後山林ハ大部分国有ニ帰シ廢藩置県後地方庁ニ委託管理セラレ明治十五年ニ及ヒ農商務省ノ主

管トナリ鹿児島山林事務所ノ管轄ニ移レルコト鹿児島県下ノ一般官林ト同様ニシテ明治十九年林区制度実施セラルルニ及ヒ鹿児島大林区ノ管下トナリ本島ニ宮ノ浦派出所ヲ置キ次ニ明治二十四年ニ至リコレヲ屋久島小林区署ト改メ本島国有林ノ管理ヲナシ今日ニ及ヘリ

明治三十二年国有林野下戻法発布セラルルヤ地租改正ノ際本島山林ノ大部分カ官林ニ編入サレシヲ不服トセル島民ハ下屋久村ハ明治三十一年十二月上屋久村ハ同三十二年三月村会ニ於テ其下戻申請ヲ議決シ同三十三年五月両村相前後シテ申請書ヲ提出セシカ同三十六年十二月ニ不許可トナルニ及ヒ翌三十七年四月行政訴訟ヲ提起シ爾來繫争十有六年ニ亘リシカ遂ニ大正九年六月全然國ノ勝訴ニ帰シ二十有餘年来ノ懸案ハ法律的ニ全ク解決ヲ告ゲ茲ニ初メテ此国有林ヲ積極的ニ経営シ得ル運トナレリ

#### 第二 地元民トノ関係

有史以前ヨリ既ニ島民ノ棲ミシモノノ如ク上古ニ益救島ト称ヘ又ハ益久島、掖玖島トモ云ヒ近世ニハ馭謨郡(和名五年)屋久島ト称ヘタリ衆峰襲重シ加之モ沿岸近ク黒潮ノ流ルル關係上南海航路ノ標識トナリ寄航地トナリ居タルモノノ如ク(孝謙天皇天平勝宝五年秋遣唐使本島漂来リ寄泊シ夫ヨリ漂湯シテ紀伊國ヘ歸リシ史実アリ自今一一八〇年前)現在ノ島民ニハ各地ヨリ漂流シ土着セルモノノ子孫ノ跡ナカラサル可シ由来島人ハ漁業ヲ以テ生業トシ僅カニ粟麥ノ類ヲ耕作シ甘藷ノ渡來以後甘藷作ヲ行フニ至レルモ尚山稼ノ如キハ敢テ顧ミルモノナカリキ然ルニ藩庁ニ於テ屋久杉材ノ利用ヲ創メ島民ヲシテ山林ニ入り屋久杉ヲ伐採シ平木製作ヲ命シテヨリ著シク山稼ニ従事スルモノヲ増セリ

当時藩庁ハ平木製作ニ従事スル勞役ノ代償トシテ島民ニ米穀ヲ与フル外尚屋久杉平木ノ上納ノ残リヲ自家用ニ当テ尚扁柏ハ曲物用麵楯ハ櫓材小杉枅等ハ建築用トシ「みやこだら」ハ器具材トシテ雑木ハ薪材トシテ伐採利用スルコトヲ許シタリ換言スレハ島内所要用ノ材ハ必要ニ応シ前岳方面

ヨリ伐採スル事ヲ許容セルモ他へ移出スルコトヲ禁シ藩庁ニ於テ本島材殊ニ屋久杉ノ専売製度ヲ施行居タリシナリ維新後山林ノ大部分固有ニ帰セル當時ニアリテハ島民ハ共有林ヲ有シ自家用木材ノ供給ニ大体ニ於テ著シキ不足ヲ感セサリシカ共有林ノ伐採進ムニ從ヒ不足ヲ告グルニ至リ行政訴訟中モ地元民ノ生活ニ直接必要ナル少量ノ用薪伐ヲ売扱フ状態ナリキ行政訴訟解決ノ當時種々ナル運動起リ島民ノ無智ニ乘シ甘言ヲ以テ之ヲ迷ハシタル為メ島民中架空ノ望ヲ懷キ万一ノ僥倖ヲ得ントスルチノアルカ如キ形勢ナリシヲ以テ島民一般ニ其偏向ヲ示ス為メ大正十年五月本島国有林経営ノ大綱ヲ定メ其方針ヲ宣明シタリ其全文ヲ掲クレハ即チ次ノ如シ

一、屋久島国有林ハ地元民生業ノ状態ニ鑑ミ地元村並ニ住民將來ノ發展ニ資スル為特種ノ施業計画ヲ定ムルノ要アルヲ以テ此主旨ニ基キ面積約四万二千町歩ニ国有林中保護林並純官行施業林ノ範圍ニ屬スルモノ即チ奥山ノ部分ヲ除キ所謂前岳ノ部分約七千町歩ニ付特別作業級ヲ設ケ此地域ニ付テハ特ニ地元住民ノ利益トナルヘキ取扱ヲナスコト

二、前項特別作業地域ハ以先其全部ニ委託林ヲ設定シテ地元住民ニ自家用薪炭材ヲ讓渡シ稼業用トシテ必要ナル薪炭材ハ特売シテ地元民生業ノ便宜ヲ図リ後漸次民力ノ進ムニ從ヒ其幾部ニ部分林ヲ設定シ開墾ニ適スル箇所ハ之ヲ貸付スル等民力ノ進展ニ資スルノ方針ヲ採ルコトモツトモ全島民有地ノ現況ヨリ云フトキハ其一部ハ不要存置林トシテ処分スルノ必要アルヤニ認メラルルモ住民生活ノ現況及其他ノ事情ニ觀ルトキハ未タ其時期ニ達セサルヲ以テ右ハ將來適當ノ時期ヲ俟チテ徐ロニ画策スルコト

三、奥山ニ屬スル地域ニ於テハ斫伐並造林事業共専ラ官行ニヨルト雖モ其実行ニ當リテハ出來得ル限リ地元民ノ就業ヲ誘導スルコト右地域内ニ於ケル繭ノ木ニ付テハ施行上特別ノ注意ヲ払ヒ繭ノ製造ハ將來ト雖モ地元民生業上重要ノ地位ヲ占メシムル様原料ノ供給ニ努ムルコト

四、屋久島ニ於テ最モ不便ヲ訴ヘツツアル道路ニ付テハ国有林施業上ノ必要ト地元民ノ便軍トヲ宜慮シテ適當ニ施設スルノ外市ノ周辺ヲ連絡スル道路ニ付テモ亦同島ノ地況上国有林ニ利益ヲ与フルコト勘カサルヲ以テ費用分担上相當ノ考慮ヲ加フルコト

### 第三 従来ノ営林狀況

往古ノ事蹟ハ漢トシテ之ヲ詳ニ知ルヲ得ザレドモ全島原生林ヲ以テ覆ハレタル事ハ想像シ得ヘシ其後人ノ移住スルニ從ヒ裾野ノ部分ハ火ト斧トヲ以テ原野ヲ造リ出セルモノト考ヘラル而シテ藩政時代ニ於ケル屋久杉ノ伏採法ハ極メテ不完全ニシテ且又搬出不便ナリシノミナラス鋸ヲ使用スルコトヲ知ラス平木ヲ採ルヲ專ラトセシ為メ斧ヲ用ヒ其伐株カ九尺及至三間ノ高サヲ有シ尚幹ノ大部分カ遺棄サレタルヲ見ルモ至理最モ真直ニシテ割裂性ニ富ム部分ノミヲ利用シタルニ止ル從テ其割裂性ヲ試ミタル為メ屋久島ニハ悉ク往時ノ斧傷ヲ有シ之ヨリ腐レノ侵入シ居ルヲ常トス鋸ヲ使用スルニ到レルハ最近ノ事ニ屬シ以來盤木ヲ産出スルニ至レルモノノ如シ

維新後従来ノ専売制度破レ交通ノ便開カルルニ從ヒ屋久杉・楠・榴・樟等ヲ移出シ多大ノ収利アルヲ知ルニ及ヒ當時ノ林制弛緩セルニ乘シ内地人ハ島民ヲ誘フテ盛ニ盜伐ヲ敢行セシメ林区署ノ管理ニ移リテ後モ立木慮分ヲ停止セサリシヲ奇貨トシ交通不便ニシテ取締ノ困難ナルニ乘シ続々盜伐ヲ敢テシ底止スル所ナキ狀況ナリキ依テ近時ニ及ヒ断然屋久杉ノ山中処分ヲ停止シ之ヲ官行斫伐ニ代ヘ立木慮分ハ前岳方面ニ於テ自家用及稼業用トシテ必要ナル少量ノ用薪材ノ処分ヲナスノミニ止メ以テ大体盜伐ヲ制止シ得タリ

屋久杉ハ山中処分停止後モ下戻ヲ許可サレタル安房川流域ニアル数百町歩ノ共有山林ヨリ多少ノ屋久杉小杉ヲ伐出シ居タリシガ其伐尽サルルニ及ヒ當時ヨリ開始シ居タル小杉谷ノ官行斫伐事業産出材ノミニ限ラルルコトナレリ以上記スル如ク従来ノ営林ノ狀況トイフモ事実ハ殆ンド伐木ノミナリトハイヘ山麓ノ原野ニシテ廃棄セザリシ部分ニハ主トシテ樟ヲ植エ多少杉・扁柏ヲ植栽シタリ針葉樹ノ造林ハ一部ノ外ハ大体相當ノ成績ヲ挙げ居ルモ大部分ヲ占ムル樟ハ概シテ成績不良ナリ

第二節 地元ノ産業

第一 農業

島ノ周囲沿岸ハ数千町ニ亘ル平坦又ハ緩斜ノ地ニシテ氣候温暖多湿ニシテ地味悪カラサルニヨリ相当良好ノ耕地トナスコトヲ得可ク且ツ地形ノ關係上水源甚タ高ク水量又豊カナレハ是等ノ可墾地ノ大部分ハ灌溉ヲナスニ便ナリ然レドモ事實未墾地多ク且ツ畑地ノ中ニハ焼畑式ノモノ少カラス之レ島民ハ漁ヲ主トシ農耕ニ努メス作物ニハ肥料ヲ与フルコト少ク単ニ自然力ノミニヨル極メテ粗放ナル農業ヲ営ムニ過キス從ツテ收穫又少ナシト雖モ人口稀薄ニ生活程度低ク彼等ノ常食タル甘藷ハ耕作ノ最モ簡單ナルモノニシテ自給スルヲ度トナセルニヨリ耕地ノ擴張或ハ改良ヲ必要トセサルナリ以上述フルガ如キ状況故ニ生活甚タ容易ニシテ一般ニ怠惰ノ感アリテ勤儉貯蓄ノ念ニ乏シク殊ニ漁業ノ盛ナル部落ニ於テハ其著シキヲ見ル今民有地ニ付キ其ノ台帳面積ヲ檢スルニ次ノ如ク水田甚タ少ク山林原野最モ多シ而シテ此山林原野ノ實際面積ハ台帳面積ノ數倍ニ上ルヘク而モ耕地ニ開拓シ得ヘキモノ甚ダ多シ從ツテ地価ハ大体ニ著シク低廉ナリ

村名	地目				
	田	畑	山林	原野	牧場
上屋久	六七、一八	六七六、〇六一、八六三、一五	一一三、一一	〇、六九	
下屋久	一一八、一七一、二八八、四七	六二六、六九	九三一、九四	三一、九三	

(中略)

第五節 特別作業林

本島国有林中前岳方面ハ從來地元民生業ニ至大ナ關係アリシヲ以テ今後モ特別ノ考慮ヲ要ス可ク其部分ニ對シテハ第一節第二項ニ記述ノ宣明第一及第二ノ趣旨ニ基キ特別作業林ヲ設ケ自家用及稼業用ノ原料トシテ必要ナル薪炭材ヲ供給スルニ適スル施業ヲ採ルコトトセリ而シテ自家用薪炭材供給区域ハ現在住民力必要トスル程度ニ於テ供給ヲ保続スルニ要スル面積ヲ基礎トシ部落毎ニ産物採取上最モ利便ナル部分ニ於テ之ヲ選定区画セリ

稼業用原料供給区域内杉其ノ他有用樹種ノ用材林造成ヲ有利トスル部分ニハ地元民ノ希望アル時ハ部分林ヲ設定スルヲ得ルモノトス  
特別作業林ノ区域中更新上並ニ国土保安上施業ノ制限ヲ必要トスル地域ハ之ヲ準施業制限地トシ純官行施業林ニ於ケルソレト同様ノ取扱ヲナスモノトス特別作業林ノ面積ヲ各關係部落別ニ表記スレハ次ノ如シ

村名	部落名	普通施業地	準施業制限地	計
上屋久	小瀬田	一四二、八五 <sup>町</sup>	一三、二六 <sup>町</sup>	二五六、一一
	楠川・榑川	三三四、五一	一三、〇二	三四七、五三
	宮ノ浦	八五〇、五一	四三、一一	八九三、六二
	志戸子	二七〇、一八	一一、八九	二八二、〇七
	一 湊	七六〇、六三	三三、七二	七九四、三五
	吉 田	三〇四、二四	二一、七三	三二五、九七

永田	八九八、七五	四二、六五	九四一、四〇
瀬切	一三、七五	一、七三	一五、四八
計	三、六七五、四二	一八一、一一	三、八五六、五三

栗生	八七一、四六	五五、六〇	九二七、〇六
中泊	一八六、八九	六、四〇	一九三、二九
湯泊	一六九、四〇	一〇、八七	一八〇、二七
平内	二六七、八一	一二、三八	二八〇、一九
小島	一四〇、二七		一四〇、二七
尾之間	三〇二、八四	一五、三四	三一八、一八
麦原	二二七、三〇	三五、三八	二六二、六八
開墾	一九六、〇三	一三、二〇	二〇九、二三
安房	一四七、七五	一八、六五	一六六、四〇
船行	三五五、九八	八〇、七五	四三六、七三
計	一一三、一五	七、一〇	一二〇、二五

計	二、九七八、八八	二五五、六七	三、二三四、五五
計	六、六五四、三〇	四三六、七八	七、〇九一、〇八

尚之ヲ事業区別ニ再掲スレバ次ノ如シ

事業区名	普通施業地	準施業制限地	特別作業林
屋久島北	三、四一八、八二	一六六、一二	三、五八四、九四
東	一、〇五五、七六	一三三、九六	一、一八八、七二
南	二、一七九、七二	一三七、七〇	二、三一七、四二
合計	六、六五四、三〇	四三六、七八	七、〇九一、〇八

第六節 施業ノ制限

第一 準施業制限地  
イ 保護林

本島ノ森林ハ第一章第二節ニ記述セルカ如ク準熱帯林ヨリ温帯林ニ及ヒ樹種饒多ニシテ独特ノ樹種ヲ生シ又或ル樹種ニ就テハ其分布ニ南部ノ限界若クハ北部ノ限界ト認メラルモノアルノミナラズ数千年生延ヒタル屋久杉ヲ有スル等ヨリ考フルトキハ此森林開発ニ当リ将来永ク代表的林相ヲ保

存スルヲ適當ナリト認メ本島ニ於ケル植物帯各部ヲ可成縦貫シ杉萎縮地帯以上ノ部分ト裾野トヲ連絡スル带状ノ区分ヲ三方面ニ選定シ之ヲ保護林シ天然ノ林相並ニ分布状態ヲ保存シ學術上ノ參考ニ供スルモノトス

今其事業区別面積ヲ示セハ次ノ如シ

林相別	事業区			
	北	東	南	計
濶葉 樹林	一一四、二八 <sup>町</sup>	一四五、九五 <sup>町</sup>	四二五、七六 <sup>町</sup>	六八五、九九 <sup>町</sup>
針葉 樹林	八六七、一二	一、二三一、五八	一、一〇一、三六	三、二〇〇、〇六
笹 生 地	八五、七〇	一一二、四〇	二二九、三八	四二七、四八
計	一、〇六七、一〇	一、四八九、九三	一、七五六、五〇	四、三二三、五三

屋久島森林・林業総鑑

(中巻)

平成6年3月

熊本営林局  
計画課

屋久島国有林経営の大綱

(山林局通牒林第1,541号)

抜粋

大正10年5月

熊本営林局  
社団法人 日本林業技術協会

## 第1節 国有林の沿革

### 1. 概説

そもそも本島は上古には益救郡といい、能満郡（口永良部島）と共に多嶺（種子島）に隸き1国をなせり、大宝年間屋久島種子島を併せて益救郡と言う。郡司により治められていたが、聖武天皇天平14年（今前 1,233年）大隅国に属し、その後、建久年間（今前 980年）より島津の守護下となり、応永15年（今前 570年）種子島主に隸属したが、慶長17年（今前 360年）再び、島津の直隸となる。当時、山中の杉は、神木と称し、あえて斧斤を入れず。寛永年間（今前 335年）薩摩碩儒泊如竹、その良材の捨てられているのを惜しみ、之が利用を藩庁に勧め、蒙を啓きしより屋久杉材の利用創まり、宮之浦に島宰を置き（宮之浦は、山川港に近きが故に、この処に役人を流遣したるものの如く、当時 宰官のことを「抑之」といい、毎年交代する定めなりき）島治を掌らしめ、一種の林政を行うに致れり。

維新後、山林は大部分、国有に帰し、廃藩置県後、地方庁に委託管理せられ、明治15年に及び、農商務省の主管となり、鹿児島山林事務所の管轄に移れること鹿児島県下の一般官林と同様にして、明治19年、林区制度実施せらるるに及び、鹿児島大林区の管下となり本島に宮之浦派出所を置き、次に、明治24年に至り、これを屋久島小林区署と改め、本島国有林の管理をなし今日に及べり。

明治32年、国有林野下戻法発布せらるるや地租改正の際、本島山林の大部分が、官林に編入されしを不服とせる島民は下屋久村は、明治31年12月、上屋久村は、同32年3月村会において、その下戻申請を議決し、同33年5月両村相前後して、申請書を提出せしが、同36年12月に不許可となるに及び、翌37年4月、行政訴訟を提起し、爾来、繫争16年に亘ったが、遂に、大正9年6月、全然国の勝訴に帰し、20有余年来の懸案は、法律的に全く、解決を告ぐ、ここに初めて、この国有林を積極的に経営し得る運びとなる。

### 2. 地元民との関係

有史以前より、既に島民の住みしものの如く、上古に益救島と言う。又は、益久島、掖抜島とも言い、近世には馭謨郡（和名5年）屋久島と称えたり。衆峰巒重し、加えて、沿岸近く、黒潮の流るる関係上、南海航路の標識となり、寄航地となり居

たるものの如く、（孝謙天皇天平勝宝5年〔今前 1,222年〕秋、遣唐使、本島漂来り寄泊し、それより、漂湯して、紀伊国へ帰りし史実あり。）現在の島民には、各地より漂流し土着せるものの子孫の訥なからざる可し、由来、島人は漁業をもって生業とし、わずかに粟麦の類を耕作し、甘藷の渡来以後、甘藷作を行うに至れるも、尚 山稼ぎの如きは、あえて顧みるものなかりき。然るに、藩庁においては、屋久杉材の利用を創め、島民をして山林に入り、屋久杉を伐採し、平木製作を命じてより著るしく山稼に従来する者を増せり。

当時、藩庁は平木製作に従事する労役の代償として、島民に米穀を与える外、尚、屋久杉平木の上納の残りを自家用に当て、尚、扁柏は、曲物用、麵儲は櫓材、小杉、楠等は、建築用とし「ミヤコダラ」は器具材として、雑木は薪材として、伐採利用することを許したり。換言すれば、島内所要の材は、必要に応じ、前岳方面より伐採する事を許容せるも、他へ移出することを禁じ、藩庁においては、本島材、殊に、屋久杉の専売制度を施行居たりしなり。維新後、山林の大部分、国有に帰せる当時にありては、島民は、共有林を有し、自家用木材の供給に大体において著るしき不足を感じたりしが共有林の伐採進むに従い、不足を告ぐるに至り、行政訴訟中も地元民の生活に直接、必要なる少量の用薪材を売払う状態なりき。行政訴訟解決の当時、種々なる運動起り、島民の無智に乘じ甘言をもって、これを迷わしたるため、島民中、架空の望を懐き、万一の俸幸を、得んとする者のあるが如き形勢なりしをもって島民一般にその帰向を示すため、大正10年5月本島国有林経営の大綱を定め、その方針を宣明したり、その全文を掲ぐれば、即ち、次の如し、

- (1) 屋久島国有林は、地元民生業の状態にかんがみ、地元村ならびにその住民将来の発展に資するため、特殊の施業計画を定むるの要あるをもって、この主旨に基づき、面積42,000町歩の国有林中保護林ならびに純官行施業林の範囲に属するもの、すなわち奥岳の部分を除き、いわゆる前岳約 7,000町歩につき、特別作業級を設け、この地域についてはとくに、地元住民の利益となるべき取り扱いをなすこと。
- (2) 前項特別作業地域は、以前、その全部に委託材を設立して、地元住民に自家用薪炭材を譲渡稼業用として必要なる薪炭材は特売して、地元民生業の便宜をはかり、のち漸次、民力の進むに従って、その一部に部分林を設定し、開墾に適する個所は、これを貸し付けるなど、民力の発展に資するの方針をとること。もっと

も、全島民有地の現況よりいうときは、その一部は、不要存置林として処分するの必要あるやに、認めらるるもの、住民生活の現状およびその他の事の事情にみるときは、いまだ、その時期に達せざるをもって、上記は将来、適当の時期にまちて徐々に画策すること。

- (3) 奥岳に属する地域において、伐採ならびに造林事業共もっぱら官行によるといえども、その実行に当りては、できるだけ地元民の就業を誘導すること。上記地域内におけるモチの木(ヤマグルマ)については、施業上特別の注意をほらい、モチの製造は将来といえども、地元民生業上、重要な地位を占めるよう原料の供給につとめること。
- (4) 屋久島において、もっとも不便を訴えつつある道路については、国有林施業の必要と地元民の便宜とを考慮して適当に施設するほか、島の周辺を連絡する道路についても、また同島の地況上、国有林に利益を与えること少なからざるをもって費用分担上、相当の考慮を加うこと。

### 3. 従来の営林状況

往古の事蹟は、漠として、これを詳に知るを得ざれども、全島、原生林をもって覆われたることは、想像し得べし、その後、人の移住するに従い、裾野の部分は火と斧とをもって、原野を造り出せるものと考えられ、而して、藩政時代における屋久杉の伐採法は、極めて不完全にして、かつ又、搬出不便なりしのみならず、鋸を使用することを知らず、平木を採るをもっぱらとせしため、斧を用い、その伐採が9尺及三間の高さを有し、尚、幹の大部分が、遺棄されたるを見るも至理最も真直にして、割裂性に富む部分のみを利用したるに止る。従って、その割裂性を試みるため、屋久島にはことごとく、往時の斧傷を有し、これより腐れの侵入し居るを常とす。鋸を使用するに到れるは、最近の事に属し、以来盤木を産出するに至れるものの如し。

維新後、従来の専売制度破れ、交通の便開かるるに従い、屋久杉、楠、樟等を移出し、多大の収利あるを知るに及び当時の林制度弛緩せるに乗じ、内地人は島民を誘うて盛んに盗伐を敢行せしめ、材区署の管理に移りて後も、立木処分を停止せざりしを奇貨とし、交通不便にして、取締の困難なるに乗じ、続々、盗伐を敢てし、停止する所なき状況なりき。よって近時におよび断然、屋久杉の山中処分を停

止し、これを官行斫伐にかえ、立木処分は、前岳方面において、自家用及稼業用として必要な少量の用薪材の処分をなすのみに止め、もって大体盗伐を制止し得たり。

屋久杉は、山中処分停止後も下戻を許可されたる安房川流域にある数百町歩の共有林より、多少の屋久杉、小杉を伐出し居たりしが、その伐尽さるるに及び、当時より開始し居たる小杉谷の官行斫伐事業産出材のみに限らるることとなれり。

以上記する如く、従来の営林の状況というも事實は殆んど伐木のみなりとはいへ、山麓の原野にして廃棄せざりし部分には主として樟を植え、多少、杉、扁柏を植栽したり。針葉樹の造林は、一部の外は大体、相当の成績を挙げ、居るも大部分を占むる樟は概して成績不良なり。

## 第2節 地元の産業

### 1. 農業

島の周囲沿岸は、数千町に亘る平坦又は、緩斜の地にして、気候温暖多湿にして地味悪からざるにより、相当良好の耕地となすことを得可く、かつ地形の関係上水源甚だ高く水量又豊かなれば、これらの可墾地の大部分は、灌漑をなすに便なり。然れども、事実、未墾地多く、かつ、畑地の中には、焼畑式のもの少なからず。これ島民は漁を主とし、農耕に努めず、作物には、肥料を与えること少なく、単に自然力のみによる極めて粗放なる農業を営むに過ぎず、従って収穫又少なしといえども、人口稀薄に生活程度低く、彼等を常食たる甘藷は耕作の最も簡単なるものにして自給するを度となせるにより、耕地の拡張、あるいは改良を必要とせざるなり。以上、述べるが如き状況故に生活甚だ容易にして一般に怠惰の感ありて、勤儉貯蓄の念に乏しく、殊に漁業の盛なる部落においては、その著るしきを見る。今、民有地に付き、その台帳面積を検するに、次のごとく水田甚だ少なく。山林原野最も多し。而して、この山林原野の実際面積は台帳面積の数倍に上るべく、しかも耕地に開拓し得べきもの甚だ多し。従って地価は大体に著しく低廉なり。

∴単位：町歩

地目	田	畑	山林	原野	牧場	計
上屋久	67.18	676.06	1,863.15	123.11	0.69	2,730.19
下屋久	118.17	1,288.47	626.29	931.94	31.93	2,997.20

第3節 第4節 省略

### 第5節 特別作業林

本島国有林中、前岳方面は、従来、地元民生業に至大な関係ありしをもって今後も特別の考慮を要す可く、その部分に対しては、第1節、第2項に記述の宣明第1及び第2の趣旨に基き特別作業林を設け自家用及稼業用の原料として必要な薪炭材を供給するに適する施業を採ることとせり。而して自家用薪炭材供給区域は、現在、住民が必要とする程度において、供給を保続するに要する面積を基礎とし、各部落ごとに産物採取上、もっとも利便なる部分においてこれを選定区画せり。

稼業用原料供給区域内杉、その他、有用樹種の用材林造成を有利とする部分には、地元民の希望ある時は、部分林を設定するを得るものとする。

特別作業林の区域中、更新上並びに、国土保安上、施業の制限を必要とする地域は、これを準施業制限地とし、純官行施業林におけるそれと同様の取扱をなすものとす。特別作業林の面積を各関係部落別に表記すれば次のごとし、

単位：町歩

部落名 種別	栗生	中間	湯泊	平内	小島	尾之間
普通施業地	871.46	186.89	169.40	267.81	140.27	302.84
準施業制限地	55.60	6.40	10.87	12.38	0	15.34
計	927.06	193.29	180.27	280.19	140.27	318.18

単位：町歩

部落名 種別	原	麦生	開墾	安房	船行	下屋久計
普通施業地	227.30	196.03	147.75	355.98	113.15	2,978.88
準施業制限地	35.38	13.20	18.65	80.75	7.10	255.67
計	262.68	209.23	166.40	436.73	120.25	3,234.55

∴ 上屋久村 計 3,856.53  
屋久島 計 7,091.08

現在本町における共有林面積 1,986.69ha

### 第6節 施業の制限

#### 1. 準施業制限地

##### イ. 保護林

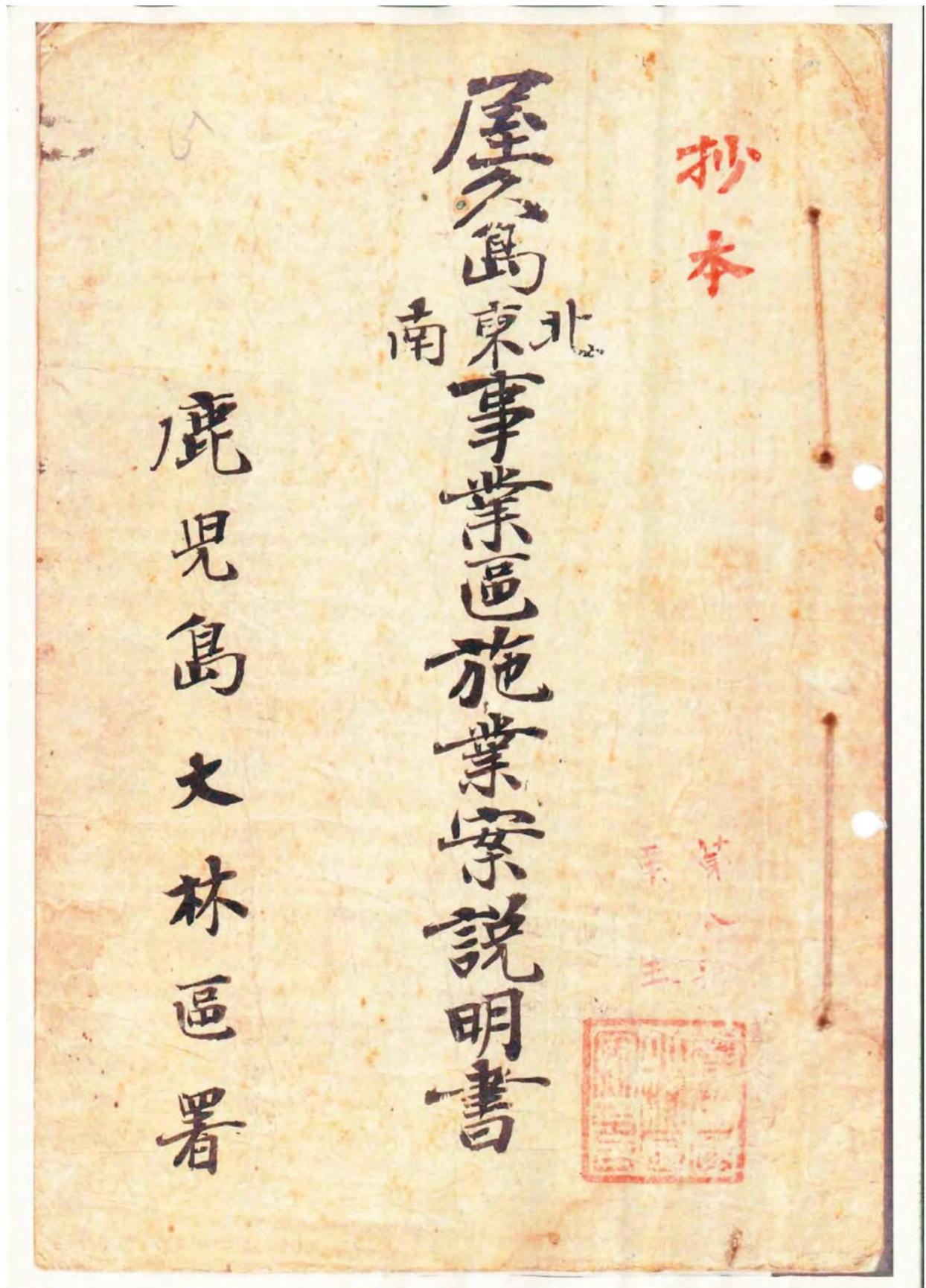
本島の森林は、第1章第2節に記述せるがごとく、準熱帯林より温帯林に及び樹種饒多にして独特の樹種を生じ、又、ある樹種については、その分布に南部の限界もしくは、北部の限界と認められるもののあるのみならず、数千年生延びたる屋久杉を有する等、より考えるときは、この森林開発に当り、将来永く代表的林相を保存するを適当なりと認め、本島における植物帯各部をかなり縦貫し、杉萎縮地帯以上の部分と裾野とを連絡する帯状の区分を三方面に選定し、これを保護林とし、天然の林相並びに分布状態を保存し、学術上の参考に供するものとす。今、その事業区別面積を示せば、次の如し、

(単位：町歩)

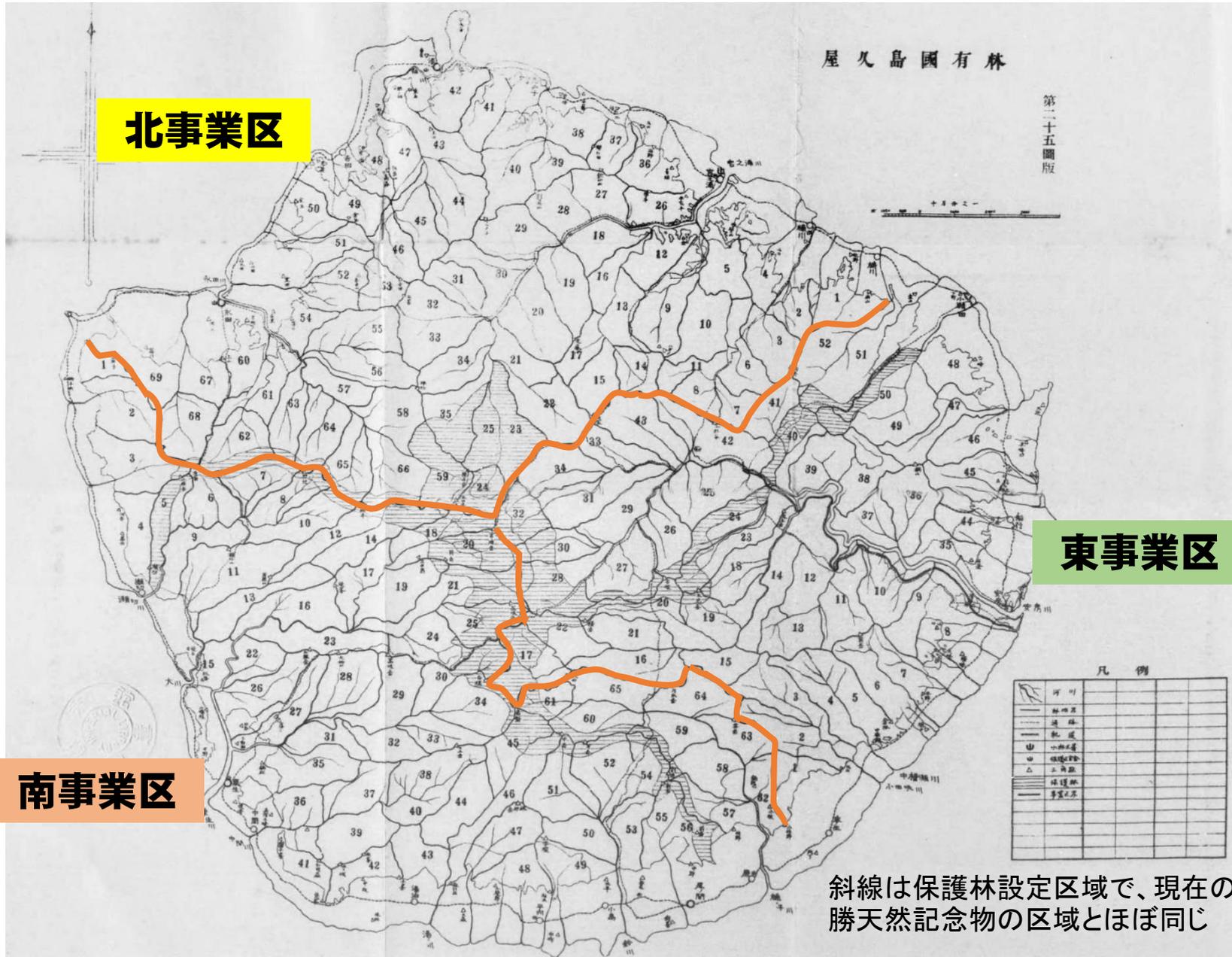
事業区 林相別	北	東	南	計
潤葉樹林	114.28	145.95	425.76	685.99
針葉樹林	867.12	1,231.58	1,101.36	3,200.06
笹生地	85.70	112.40	229.38	427.48
計	1,067.10	1,489.93	1,756.50	4,313.53

(2) 大正 12 年策定「屋久島南東北事業区施業案説明書」の中の 7,000 町歩の内訳

屋久島南東北事業区施業案説明書



# 屋久島南東北事業区施業案林班図 (大正12年8月策定)



斜線は保護林設定区域で、現在の史跡名勝天然記念物の区域とほぼ同じ

天然記念物調査報告(内務省大正12年6月)より

屋久島南東北事業区施業案説明書における  
事業区別 面積の内訳

北事業区			
村	大字	国有林名	面積
上屋久村	永田	平瀬	4,129
	吉田	奥岳	521
	一湊	白河	1,269
	志戸子	紅葉岳	653
	宮之浦	宮之浦岳	6,310
	宮之浦	火ノ上山	3
	宮之浦	大峰野	34
	楠川	石塚	935
計			13,854

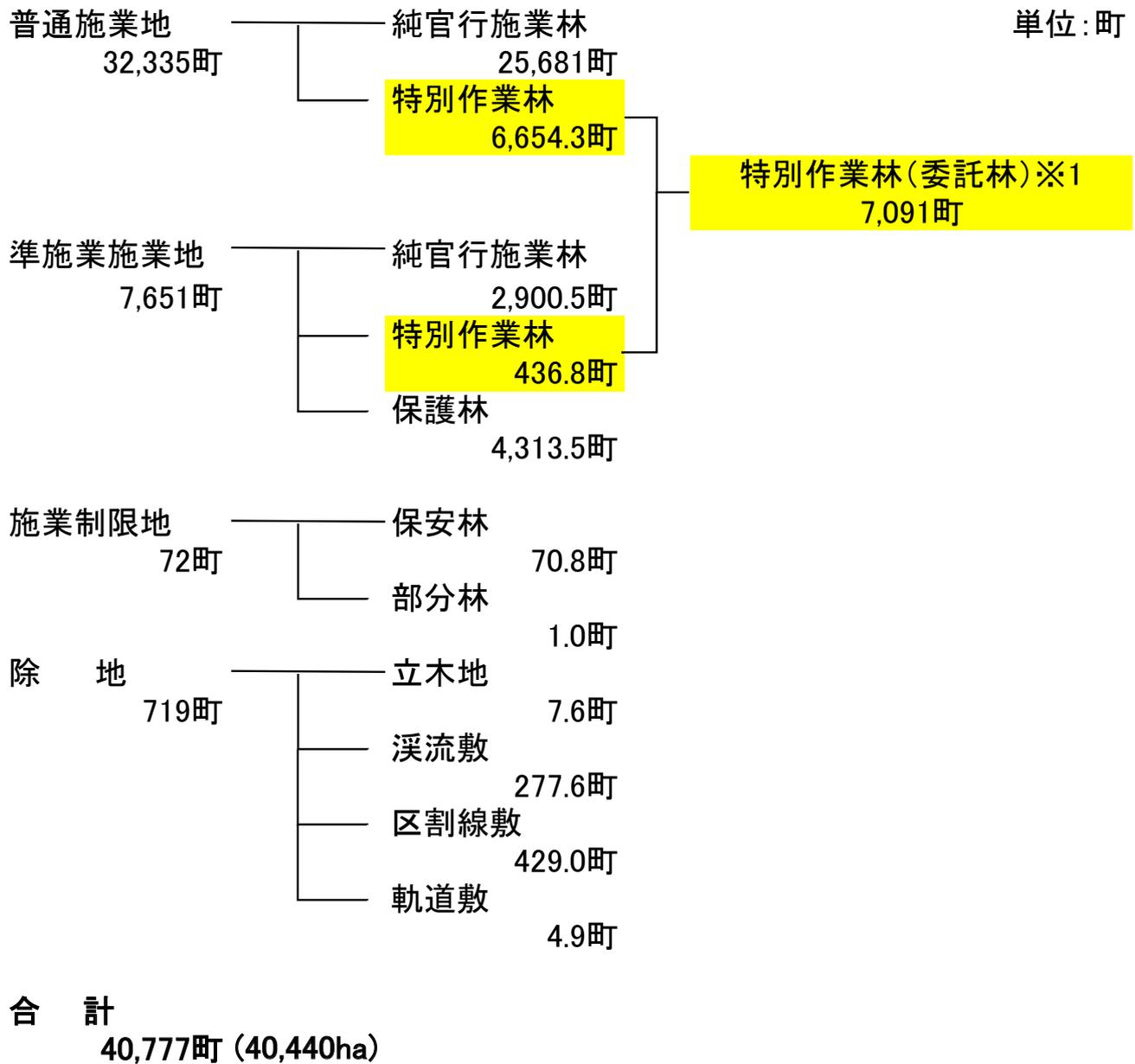
東事業区			
村	大字	国有林名	面積
上屋久村	宮之浦	宮之浦岳	2,055
	小瀬田	愛子岳	1,445
	小瀬田	下町	5
	楠川	石塚	1,512
下屋久村	船行	鍋山	1,954
	安房	太忠岳	4,060
	安房	新町	6
	安房	向野	11
	麦生	八サ岳	1,136
	尾ノ間	耳岳	264
	湯泊	高盤岳	274
計			12,722

南事業区				
村	大字	国有林名	面積	
上屋久村	永田	平瀬	2,740	
下屋久村	麦生	八サ岳	92	
	原	雪岳	1,089	
	尾ノ間	耳岳	1,394	
	小島	芋塚岳	674	
	平内	破砂岳	694	
	湯泊	高盤岳	928	
	中間	七五岳	1,183	
	栗生	黒味	5,276	
	栗生	八久保	74	
	栗生	後岳	54	
	計			14,199

国有林合計 40,775

(集計上の誤差が生じている)

## 屋久島南東北事業区施業案説明書における施業別面積内訳



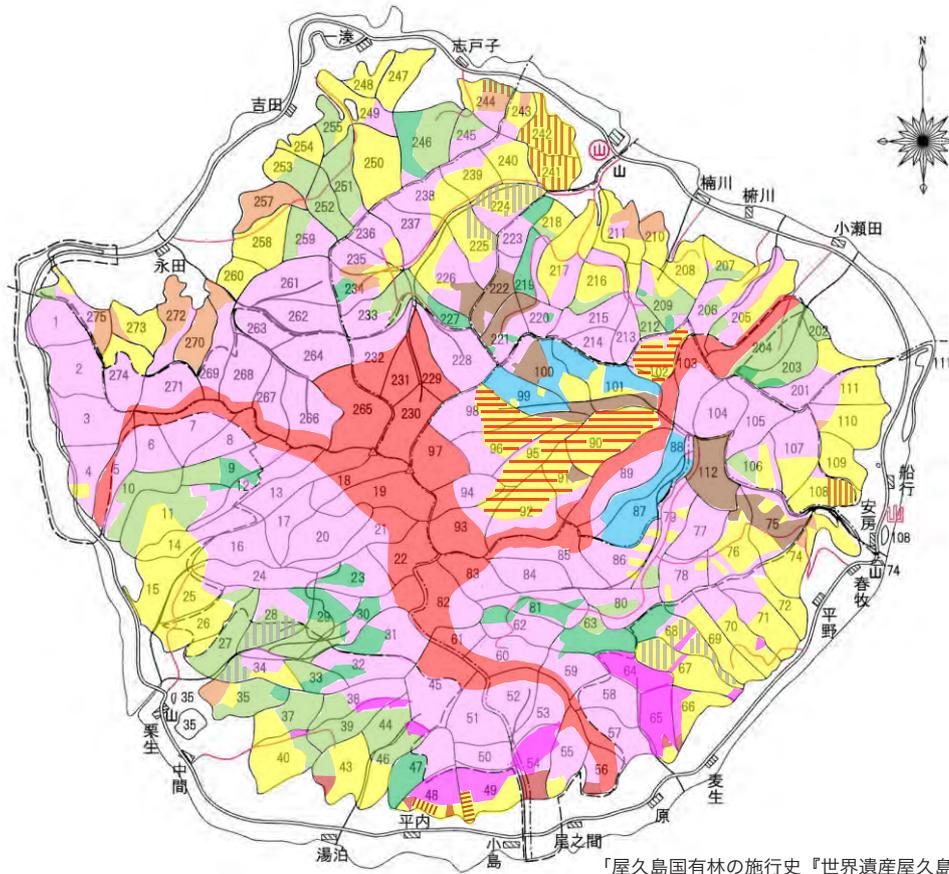
※1 委託林とは、大正12年10月鹿児島大林区署通牒により特別作業林の保護を地元集落に委託し、その代償として自家用薪炭材を無償譲渡し、稼業用として特別処分することとなった。

屋久島南東北事業区施業案説明書における特別作業林(委託林)  
集落別 面積の内訳

単位:町

村	集落	普通施業地	準施業値	面積
上屋久村	小瀬田	242.85	13.26	256.11
3,856.53	楠川・榑川	334.51	13.02	347.53
	宮之浦	850.51	43.11	893.62
	志戸子	270.18	11.89	282.07
	一湊	760.63	33.72	794.35
	吉田	304.24	21.73	325.97
	永田	898.75	42.65	941.40
	瀬切	13.75	1.73	15.48
下屋久村	栗生	871.46	55.60	927.06
3,234.55	中間	186.89	6.40	193.29
	湯泊	169.40	10.87	180.27
	平内	267.81	12.38	280.19
	小島	140.27	0.00	140.27
	尾ノ間	302.84	15.34	318.18
	原	227.30	35.38	262.68
	麦生	196.03	13.20	209.23
	開墾	147.75	18.65	166.40
	安房	355.98	80.75	436.73
	船行	113.15	7.10	120.25
計		6,654.30	436.78	7,091.08

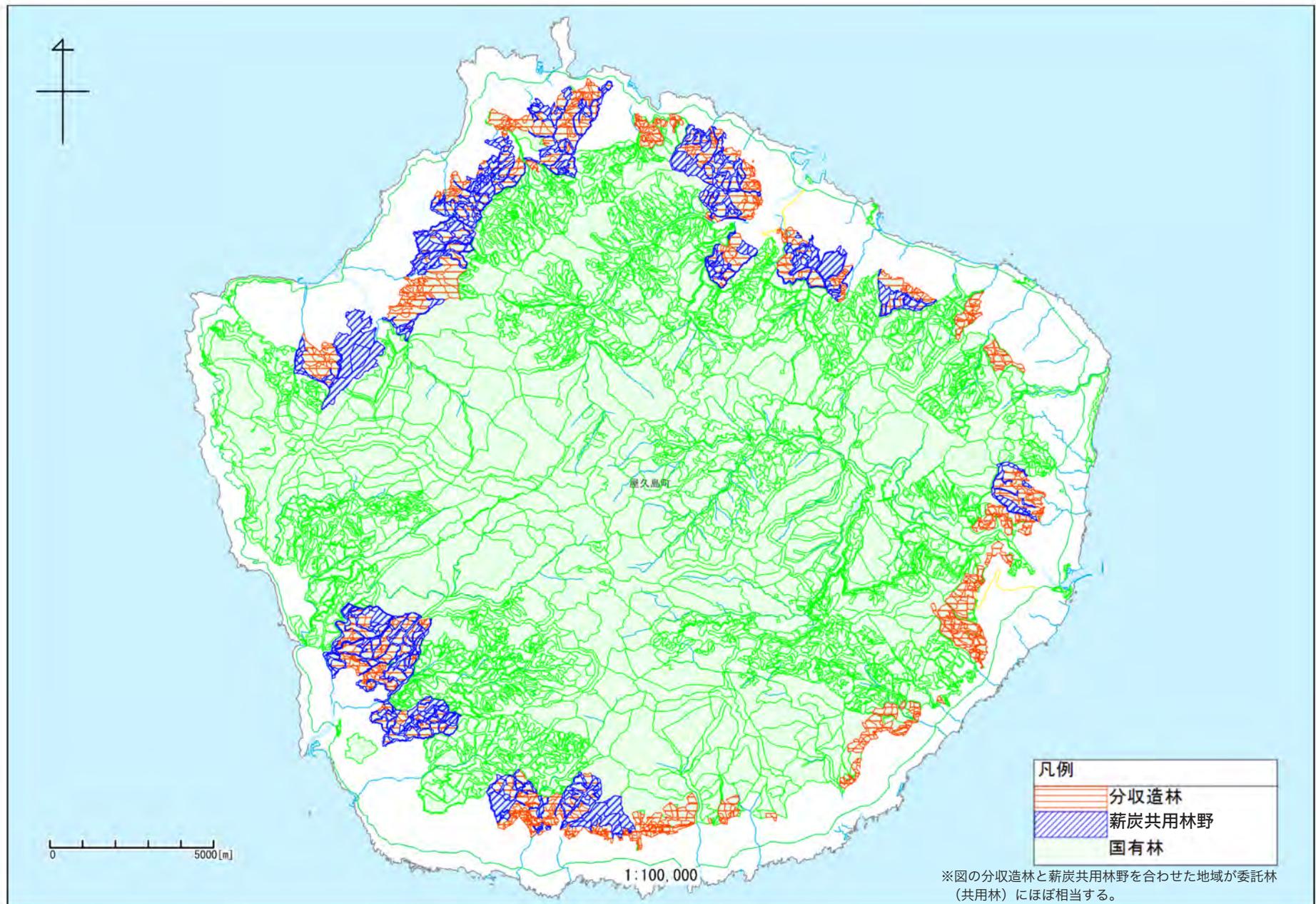
# 屋久島国有林における施業履歴



「屋久島国有林の施行史『世界遺産屋久島』（朝倉書店、2006年）」  
元屋久島森林管理署長稲本龍生氏作成の原図をカラー化。

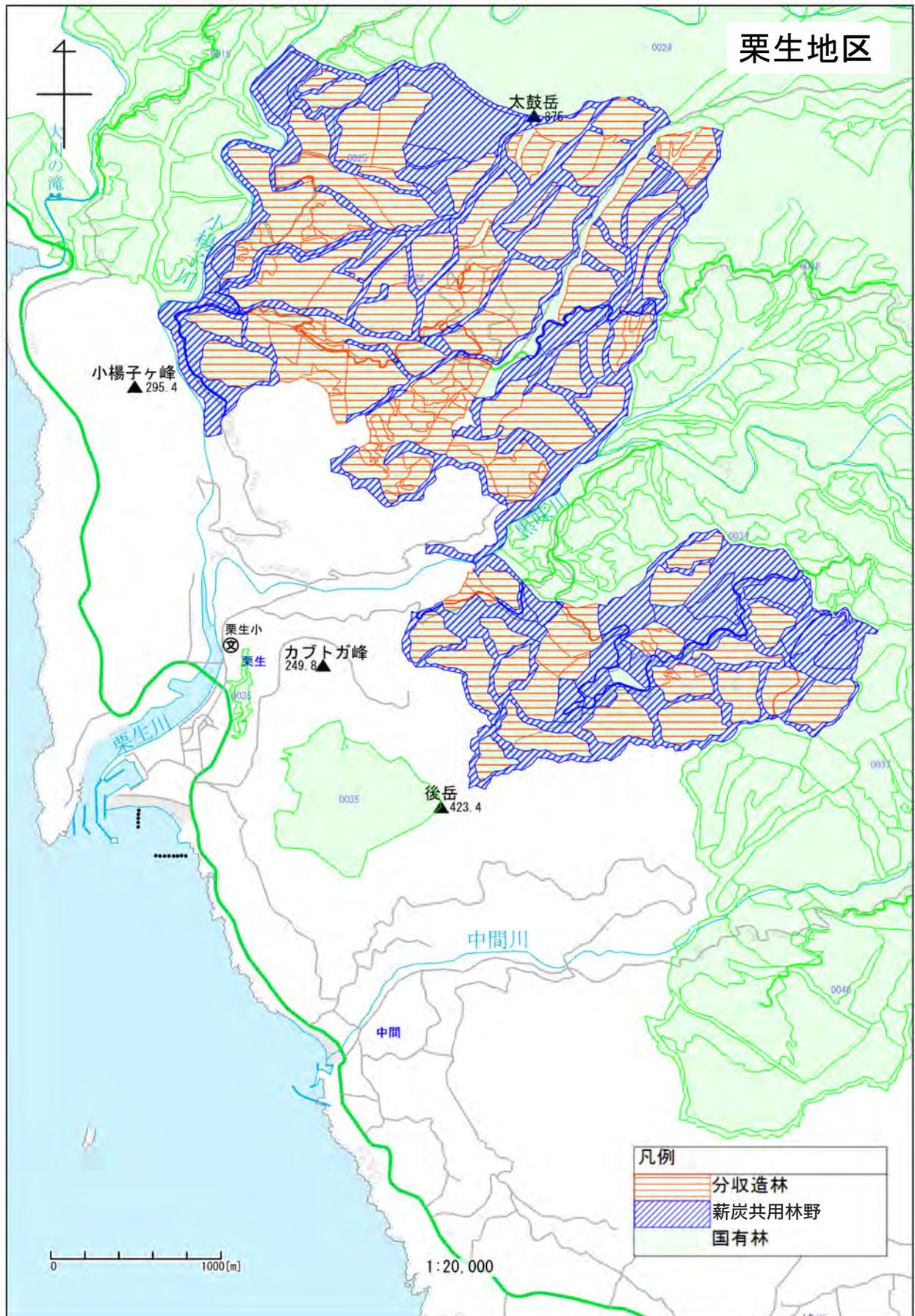
区分	施業の履歴	区分	施業の履歴
(a) 	大正末期から昭和20年ごろまで、針葉樹の多い森林が一部のスギを残して伐採され、現在、針葉樹と広葉樹の混在した林となっている区域	(g) 	昭和26年以降、主に国の事業所が針葉樹の多い森林を皆伐し（20ha規模）スギ人工林となった区域
(b) 	主として昭和初期から同20年代までの間に、各集落の薪炭材用に広葉樹林が皆伐（20~60ha規模）され、広葉樹二次林となった区域、委託林（共用林）	(h) 	昭和48~57年ごろ、国の事業所または伐採業者により、針葉樹の多い森林または広葉樹林で10ha規模の皆伐が行われ、スギ人工林となった区域
(c) 	さらに昭和40年代以降にパルプ材として皆罰伐（20ha規模）され、スギ人工林となった区域	(i) 	昭和58年以降、国の事業所または伐採業者により、針葉樹の多い森林または広葉樹林で2~7ha規模の皆伐が行われ、スギ人工林となった区域、一部は0.2ha規模の択抜が行われ、スギ天然林となっている。
(d) 	主として昭和初期から同20年代までの間に、主に国の事業所が製炭・パルプ用に広葉樹を皆伐し（20~60ha規模）広葉樹二次林となった区域、共用林を含まない	(j) 	大正10年に、学術参考保護林、および同13年に天然記念物に指定された区域
(e) 	さらに昭和40年代以降にパルプ材として皆罰伐（20ha規模）され、スギ人工林となった区域	(k) 	昭和39年以降、国立公園、自然休養林、原生自然保護要請などにより伐採対象から外された区域、森林生態系保護地域
(f) 	主として昭和初20年代後半から同40年代にかけて、広葉樹林が伐採業者に立木販売され、20ha規模の皆伐が行われた後、スギ人工林となった区域、共用林を含む。	(l) 	伐採が行われていない地域

(3) 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図 (屋久島森林生態系保全センター作成)



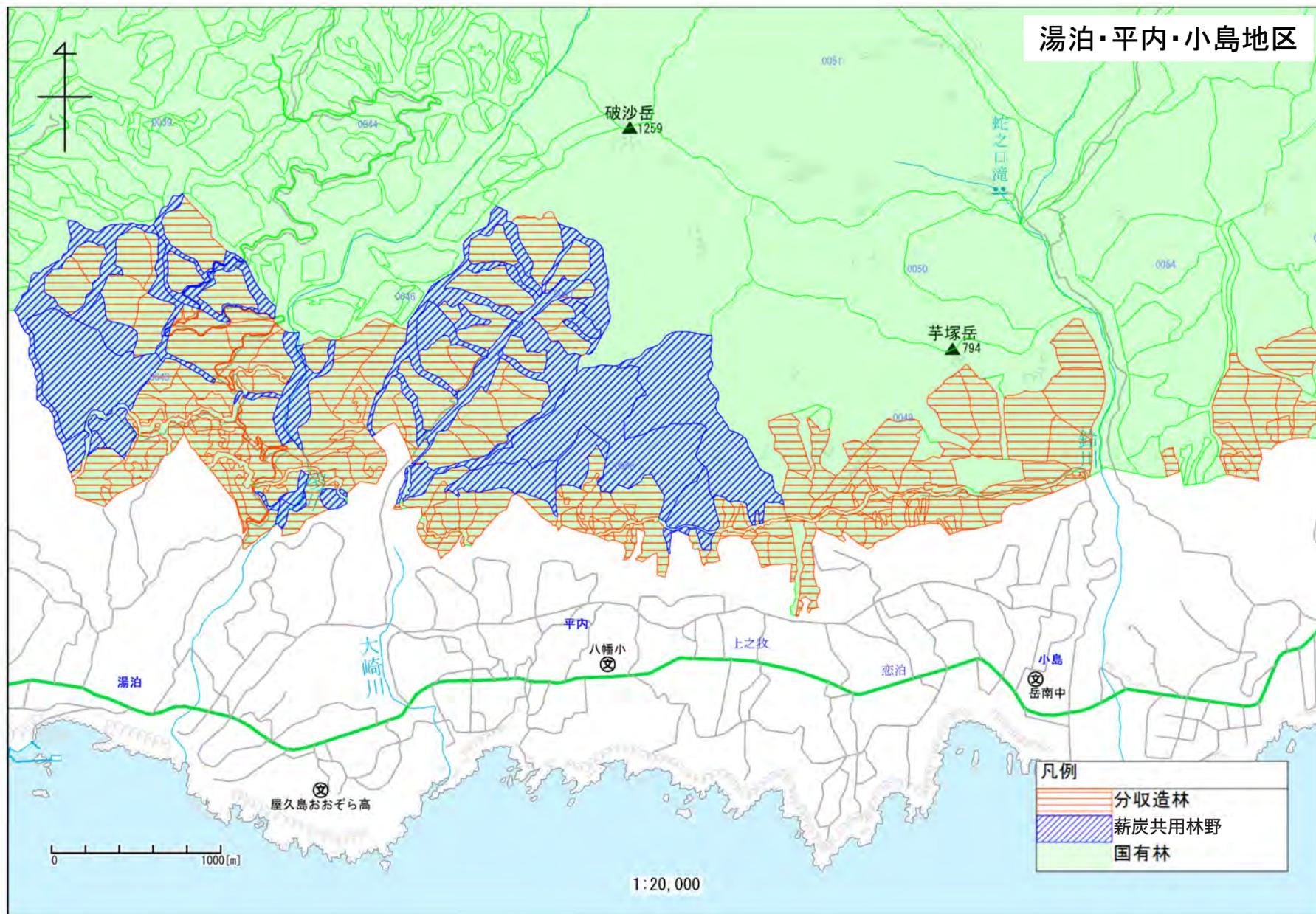
平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図



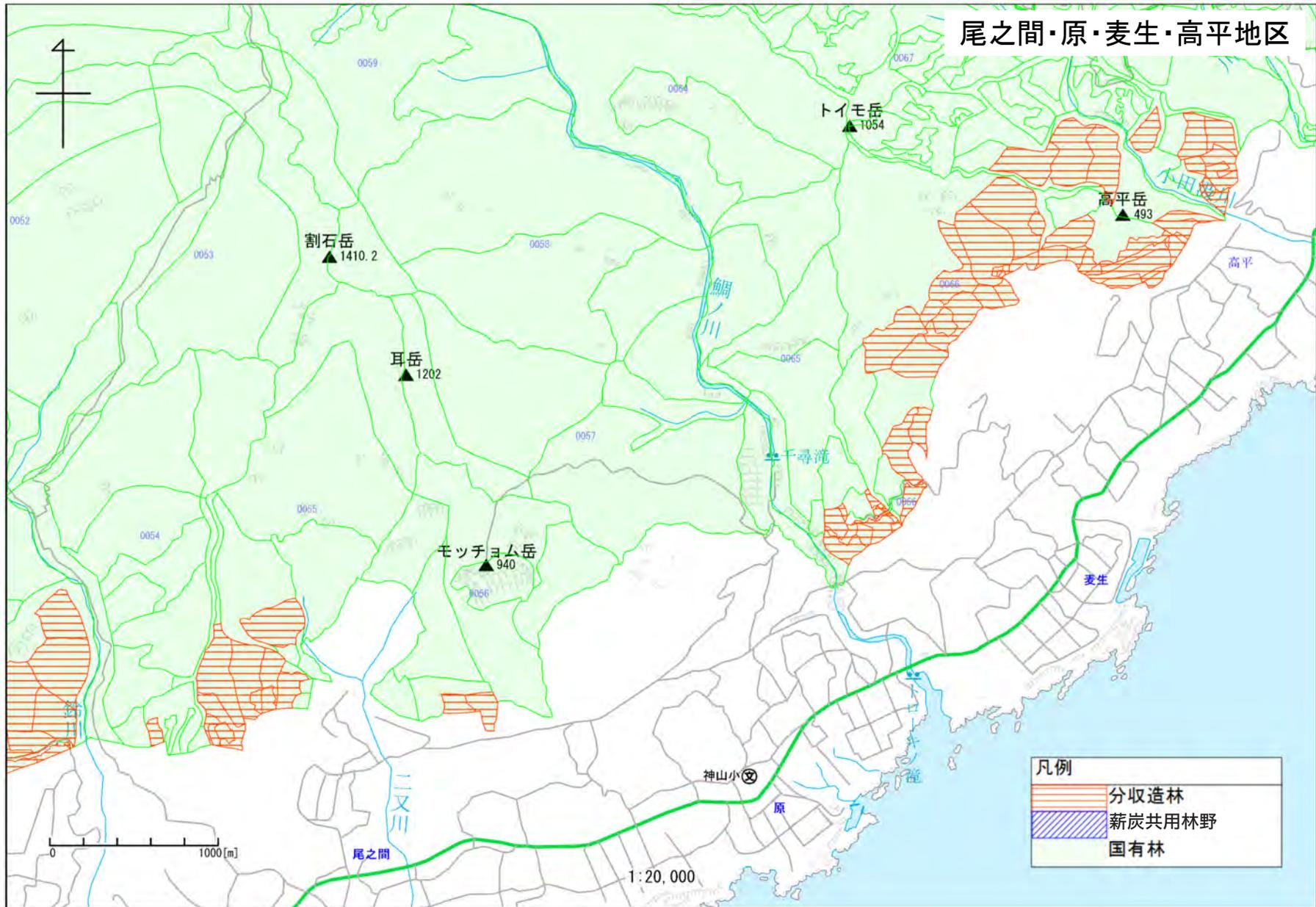
平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図



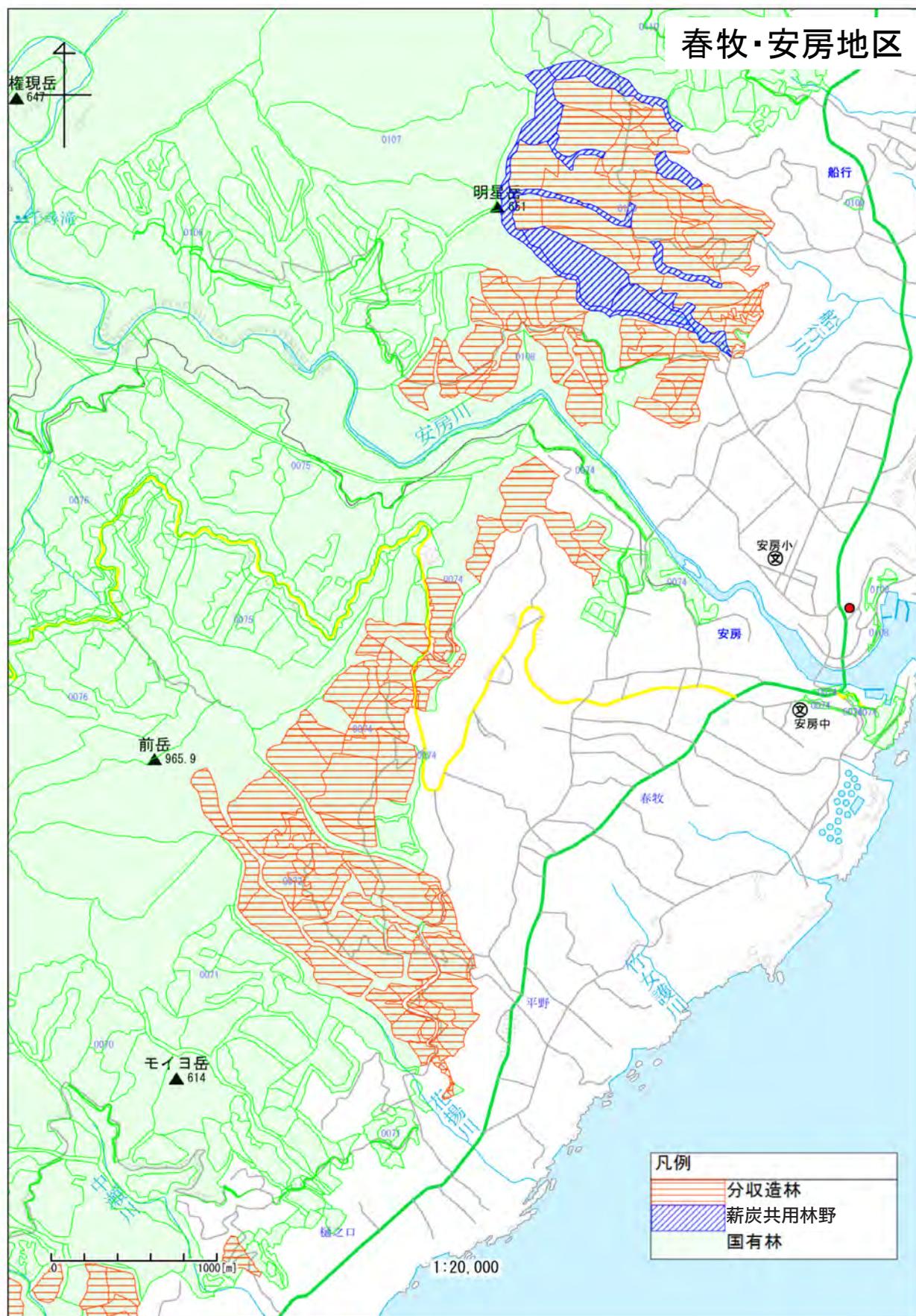
平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図



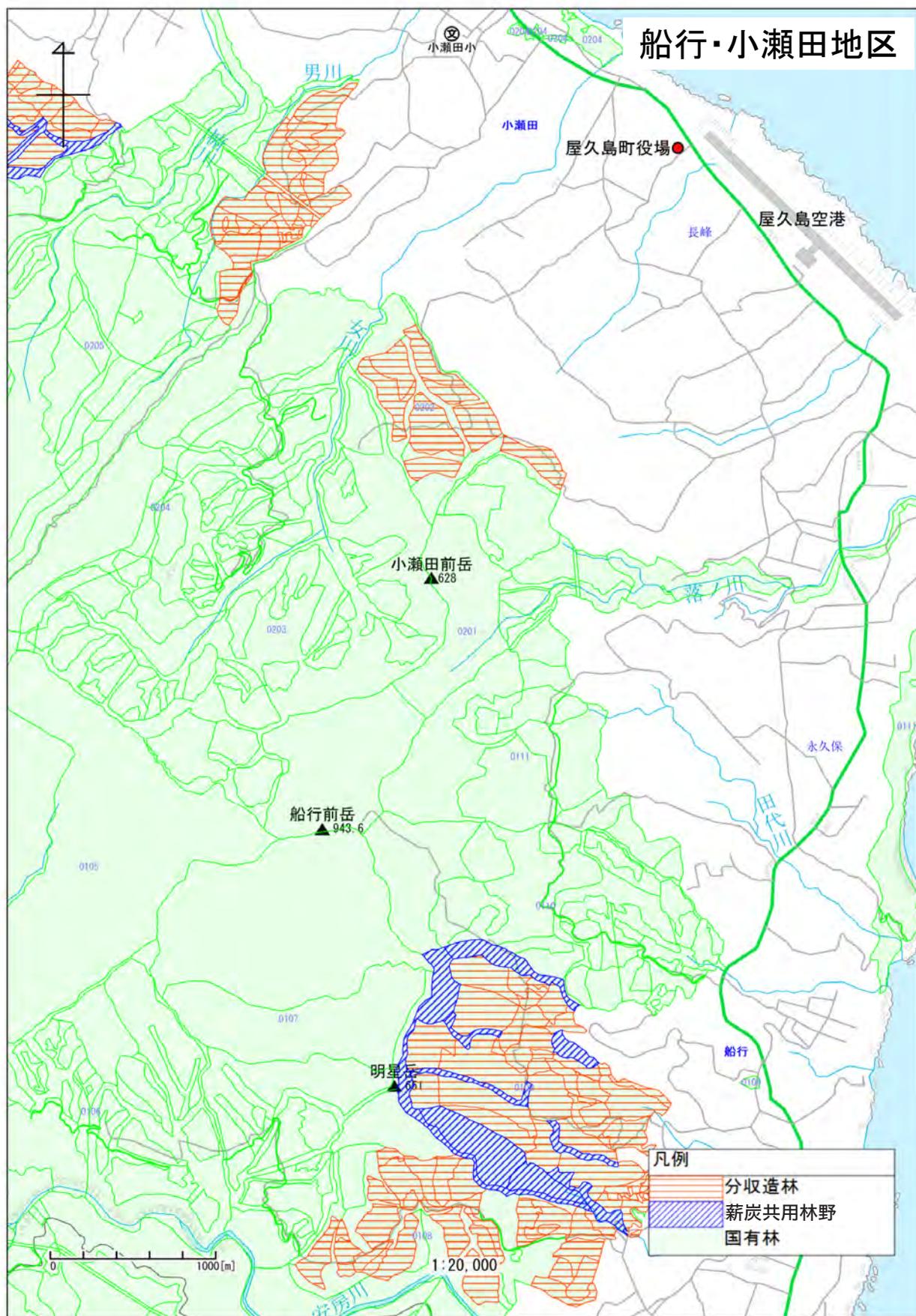
平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図



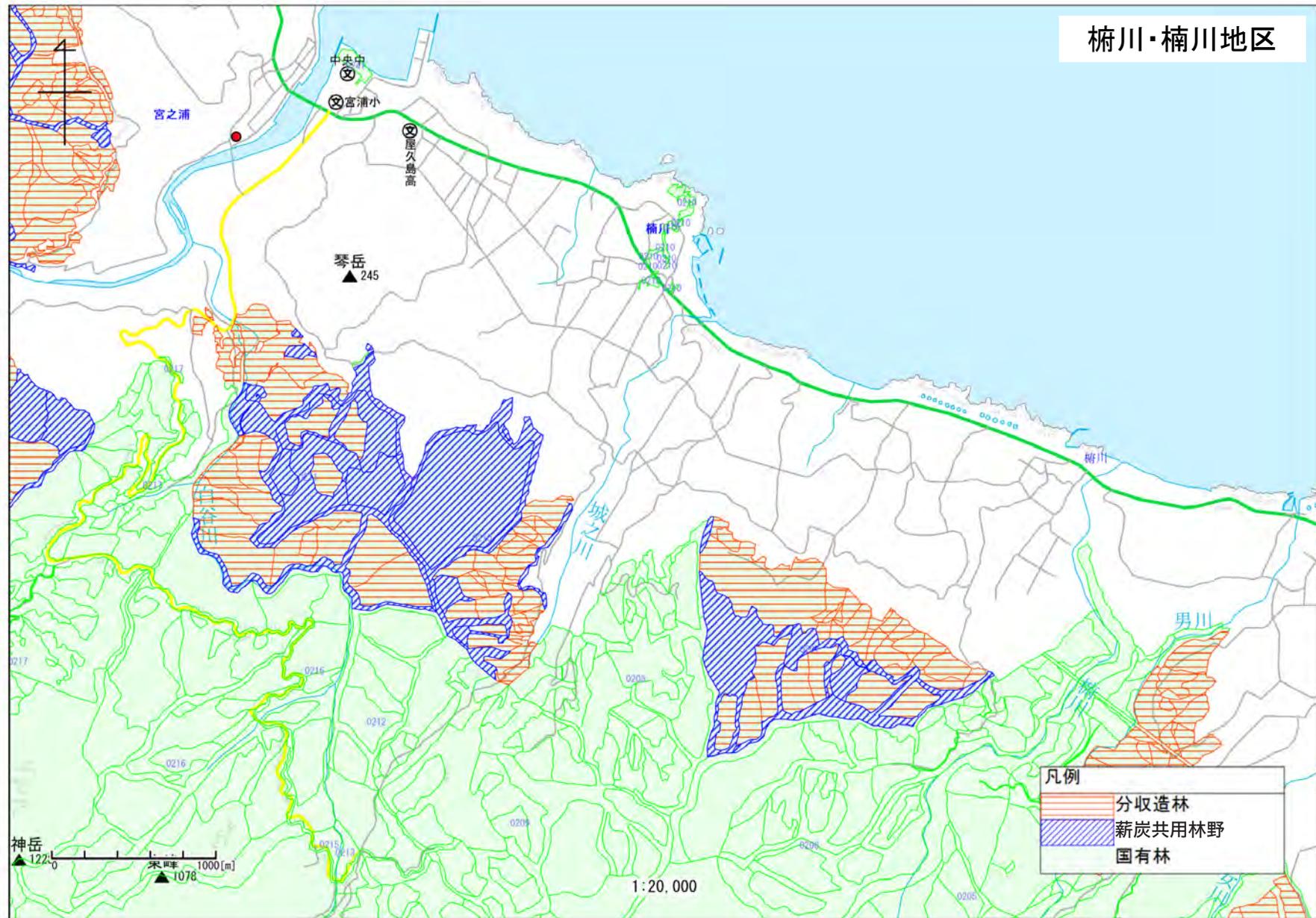
平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図



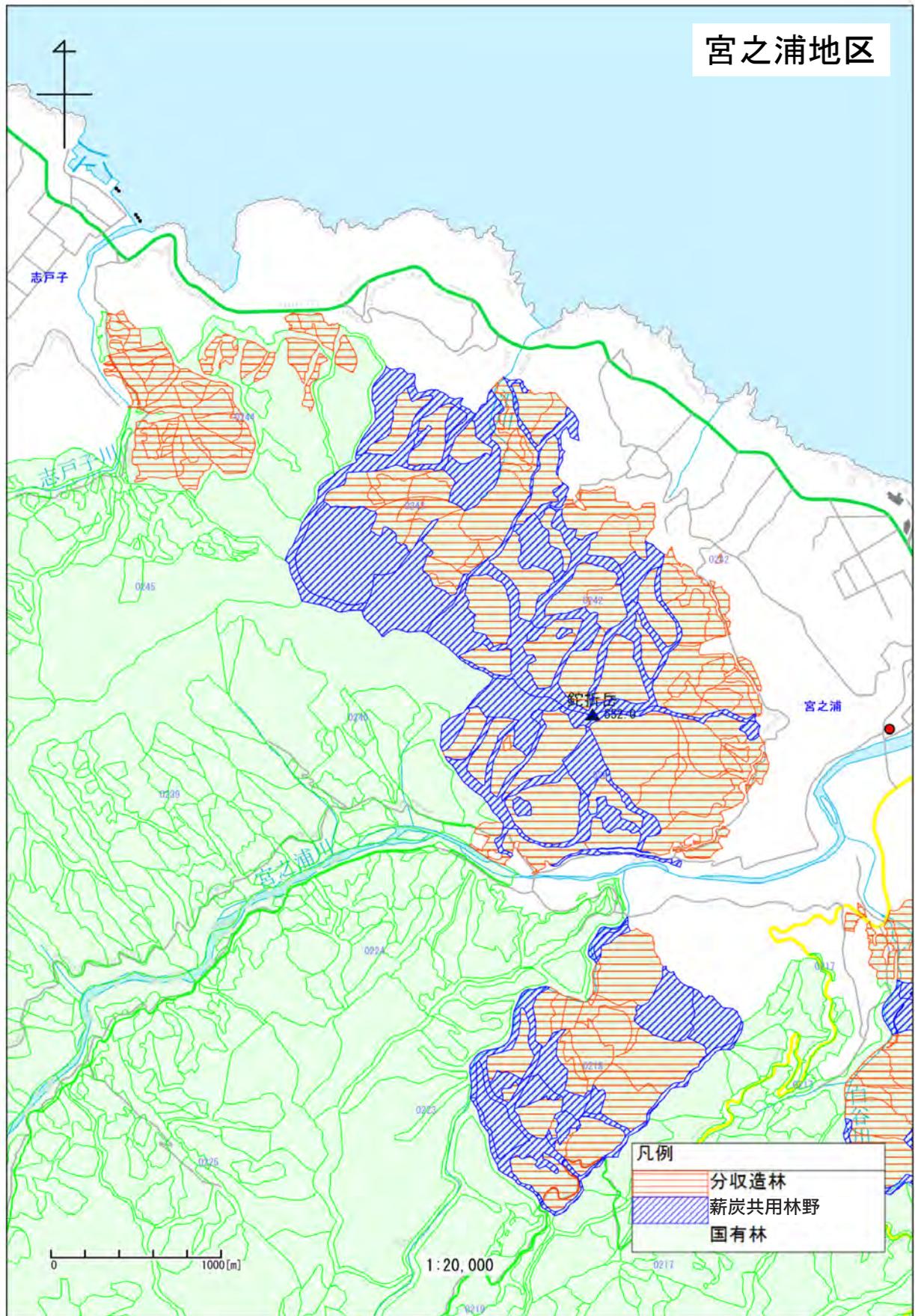
平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図



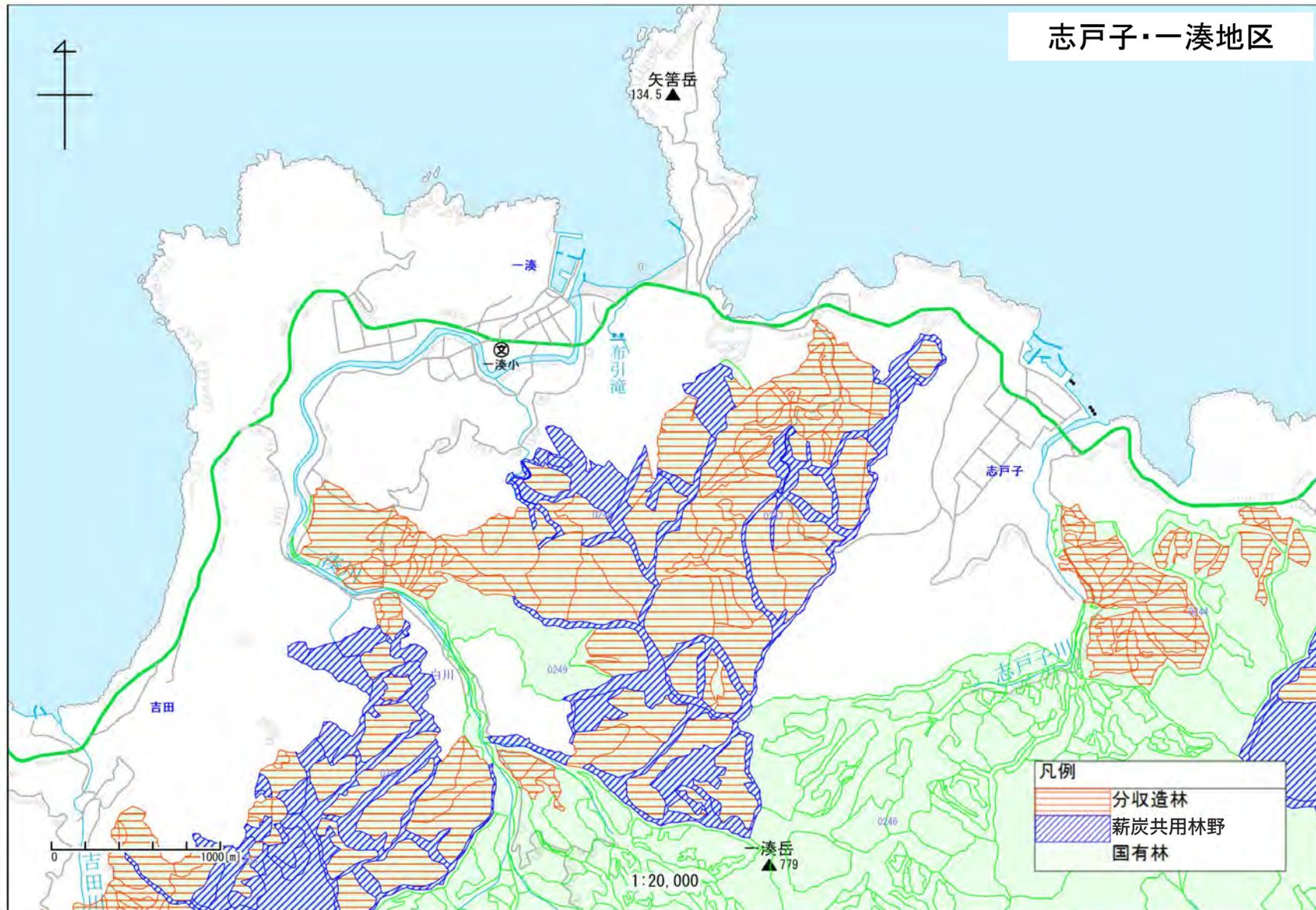
平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図



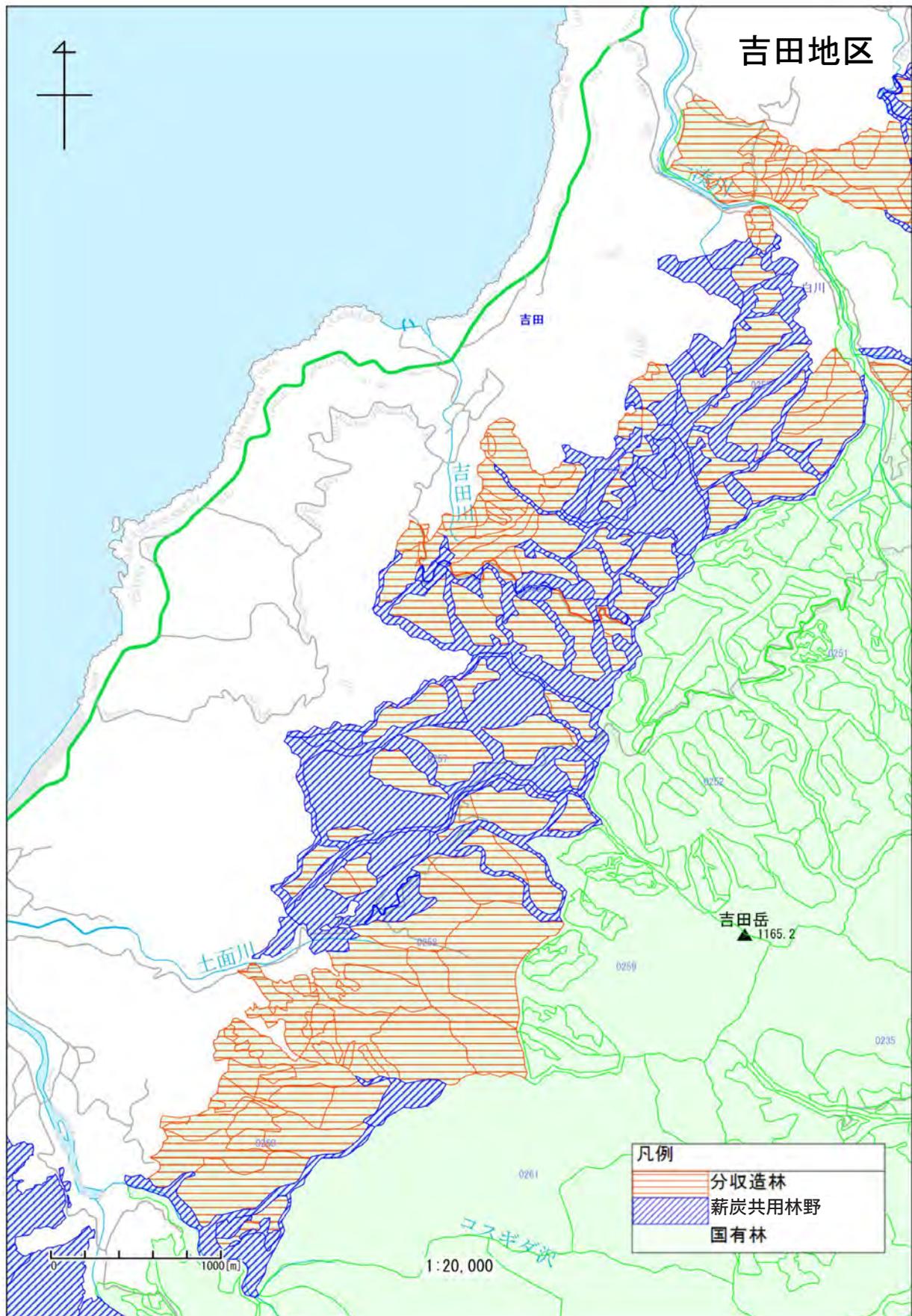
平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図



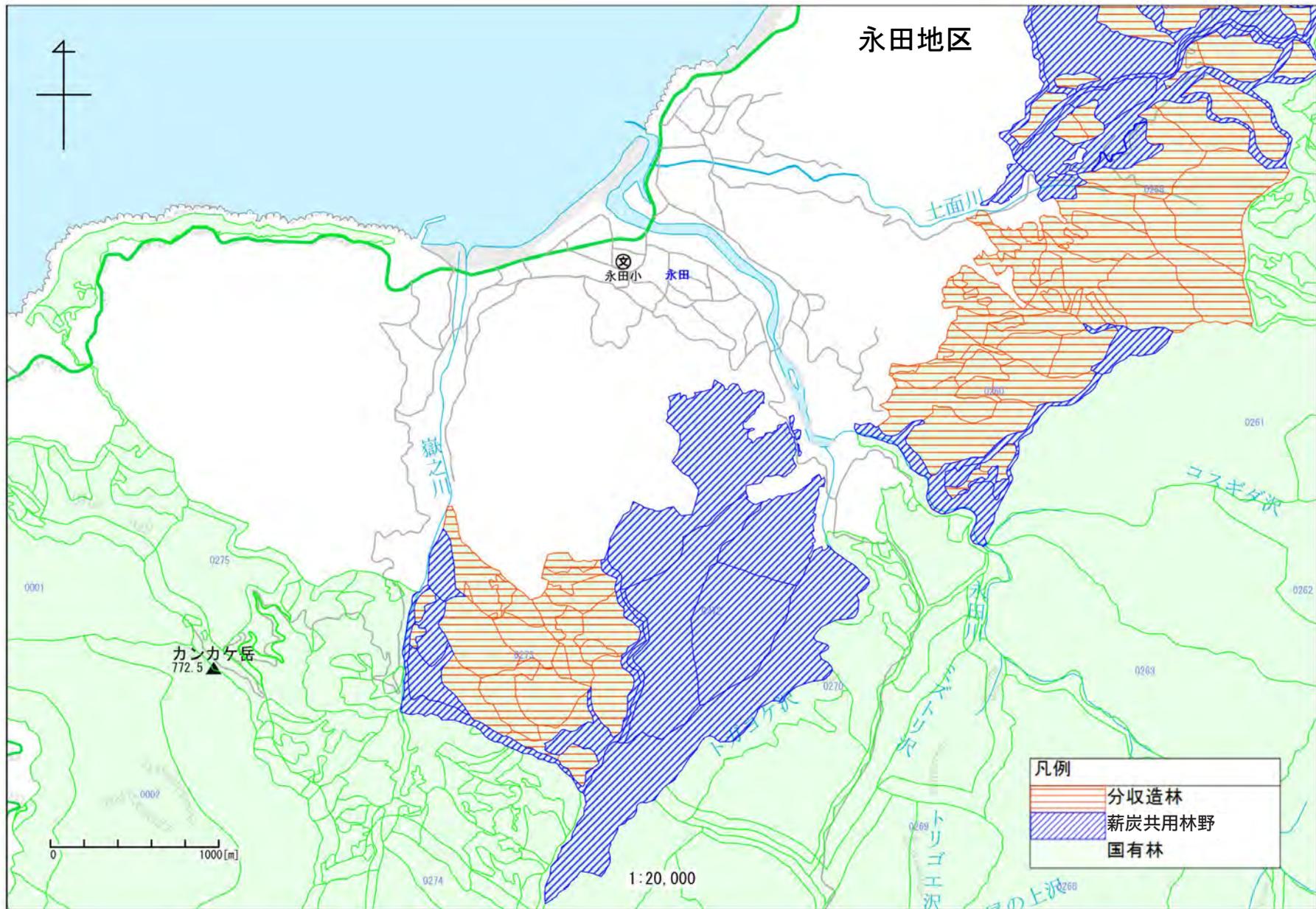
平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地（公社）の位置図



平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

# 屋久島国有林における薪炭共用林と分収造林地(公社)の位置図



平成27年熊毛地区森林計画図より抽出

## 4. 屋久島憲法 Q & A (2021年4月、屋久島町ホームページ掲載)

### Q1. 「屋久島憲法」は「屋久島憲章」とどう違いますか？

A1. 屋久島憲章とは屋久島が世界自然遺産として登録された1993年、当時の上屋久町と屋久町の町議会によって、屋久島の貴重な自然を生かした地域づくりとそれを保全することを目標として制定されたものです。一方、屋久島憲法とは、行政上の正式な名称ではなく、1921年(大正10)、当時の農商務省鹿児島大林区によって発表された「屋久島国有林経営の大綱」のことを地元屋久島でそう呼んだことに由来します。二つの名前はよく似ていますが、歴史的にも内容的にも全く異なるものです。

屋久島憲章については、以下のURLを参照願います。

<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/about-yakushima/introduction/>

一方、屋久島憲法と地元屋久島で呼ばれている「屋久島国有林経営の大綱」の概略は次の通りです。

- ア 島の周辺部の前岳約7,000haは委託林として地元住民の利益を図ること。
- イ 造林において地元民の施業に配慮すること。
- ウ 道路、特に島の周辺道路の開設に相当の費用負担すること。

### Q2. 「屋久島国有林経営の大綱」のようなものが、どうして「屋久島憲法」と呼ばれるようになったのですか？

A2. それに答えるためには、江戸時代以来の屋久島の歴史を知る必要があります。

### Q3. 江戸時代までさかのぼるとはずいぶん古い話ですが、どういうことでしょうか？

A3. 江戸時代以前屋久島での山の経済活動は前岳部に限られていて、奥岳部は神々と魍魎が棲む神聖で怖い空間でした。

### Q4. 江戸時代に大きな変化が起きたのですね、どんな変化なのですか？

A4. 江戸時代に入ると検地が屋久島でもなされて、島民は年貢を納めないとはなくなり、しかし、屋久島は地形的に米が穫れませんので、その代わりに山で屋久杉を伐採し、それを年貢代わりに薩摩藩に納めたわけです。年貢以外にも、米、味噌、醤油、その他の必要物資も屋久杉を伐採して手に入れていました。ここで重要なのは、屋久杉の伐採権は島民にあったことです。薩摩藩が重要視したのは、伐採された屋久杉の厳重な管理で、屋久杉を島外で売る権利を独占することで莫大な利益を得ていたわけです。

### Q5. そうした慣行が明治時代に大きく変化したのはなぜですか？

A5. 明治政府は地租改正を行い、江戸時代の物納制から金納制へと徴税システムを大きく変えたからです。

Q6. 地租改正は1873年（明治6）に公布されましたが、屋久島でもそうだったのでしょうか？

A6. いいえ。西南戦争による中断のため、屋久島では1881年（明治14）に完了しました。

Q7. 手続きはすんなりで行われたのでしょうか？

A7. 屋久島だけではなく、全国に見られたことなのですが、各集落に認められていた「村持ち」の山林をそのまま持っているから、課税されるから、ここはひとまず国のものとしておけば、税金はかからないし、今までと変わらず山林は利用できるから、それでいいのではないかと「説得」されて、それに応じたわけです。

Q8. それ以降屋久島ではどのような動きがあったのでしょうか？

A8. まず、1889年（明治22）官民境界調査がなされ、屋久島の山林原野の8割は国有林に編入されました。そして、島民の村持ち林への監視が強化されました。折しも、漁業が衰退し、島民の生活が窮乏し、山官との間で紛争が頻発しました。

Q9. その後の動きはどうなったのでしょうか？

A9. 1899年（明治32）「国有森林原野下げ戻し法」が公布され、1900年（明治33）国有林下げ戻し申請が当時の下屋久村／上屋久村の議決を経てなされました。しかし、1903年（明治36）申請が却下されました。ために、裁判で争うことになったのです。1904年（明治37）両村は別々に（しかしほぼ同時に）行政訴訟を起こしました。各大字は村持ち支配林として係争山林を所有してきたと主張し、地租改正によって国有林にされた山林の下げ戻しを訴えました。一方国側は、島民は屋久杉を利用してきたが所有してはいない、と反論しました。1920年（大正9）6月大審院判決で、原告敗訴となりました。

Q10. それは厳しいですね。その裁判の結果が、どうして「屋久島憲法」に結びついたのでしょうか？

A10. 判決が出ると、島内では、判決を受け入れ条件闘争に切り替えるべきだとする調印派と、あくまでも最初の主張を貫くべきだという反調印派の対立が激化し、島民による盗伐が横行するなど、騒然とした雰囲気になりました。そのために、鹿児島大林区は翌1921年（大正10年）5月、「屋久島国有林経営の大綱」を発表したわけです。

Q11. その「大綱」がなぜ、「屋久島憲法」と呼ばれるようになったのでしょうか？

A11. 「大綱」が出されたのは、全国的に国有林下げ戻し裁判で原告敗訴が続き、騒然とした雰囲気を融和するために出された国の恩恵的な措置の一環です。各集落の村持ち山林の権利（専門的には林野入会権と呼びます）を否定しておいて、お上にも情けはあるぞという政策を示したわけです。

「大綱」は7つの原則をうたっているのですが、重要なことは4万2,000haの国有林のうち、7,000haを委託林として各集落が薪炭材を伐採することを認めたことです。そのほかに、山での作業では島民を優先的に雇用することや、当時孤立していた各集落間の道路の整

備と橋を林道整備の名目で造ることを約束したわけです。

その2年後の1923年(大正12)に、(第1次)「屋久島国有林施業計画」が策定され、屋久島の国有林は、第一種林(施業制限地)、第二種林(普通施業地)、それに第三種林(普通準施業地)に3分類されました。第一種林は学術参考保護林、第二種林は国が開発する国有林、第三種林が委託林ということです。

**Q12. ずいぶん複雑な背景があるのですね。それが現在にどうつながっているのでしょうか。**

A12. 「屋久島国有林経営の大綱」が「実質勝訴だ」と理解され、いつごろ「屋久島憲法」と呼ばれるようになったのか定かではありませんが、判決の数年後には島民の国に対する感情が大きく変わったと当時の新聞には報じられていますので、おそらくその頃ではないでしょうか。1923年に小杉谷事業所が開設され、営林署による本格的な屋久杉経営の時代が始まりました。翌1924年(大正13)、学術参考保護林が国の天然記念物に指定されました。屋久杉原始林という、現代から見ると問題のある名称です。

**Q13. 1993年(平成5)屋久島は世界遺産に登録されましたが、それとの関係はどうなのでしょうか?**

A13. 途中の紆余曲折はありますが、第1次屋久島国有林施業計画のなかの第一種林が学術参考保護林、天然記念物、国立公園となり、それを基にして世界遺産につながったといえるでしょう。

**Q14. 委託林はその後どうなっていったのでしょうか?**

A14. 委託林は戦後「薪炭共用林」と名称が変わりました。文字通り、薪炭材を伐採する貴重な森でした。薪を取り、炭を焼いて燃料として使っていました。ところが、戦後、広葉樹がパルプ材として利用されだすと、前岳部の薪炭共用林は永田から時計回りに次々と伐採されるようになりました。その背景には、昭和30年代からエネルギー革命によって、日常の煮炊きに炭や薪を使わなくなり、プロパンガスが普及し始めると、薪炭共用林の需要が急速に下がり、あまりその有用性に気付かなくなりました。

1961年(昭和36)屋久島林業開発公社が設立され、広葉樹を伐採した跡地に組織的に杉などを植えていきました(1999年〔平成11〕鹿児島県林業開発公社と屋久島林業開発公社は合併し、鹿児島県森林整備公社となった)。各集落の薪炭共用林の多くは、その公社林となりましたが、その後の経緯は悲惨です。つまり、将来の木材価格の高騰を見込んで造林したのに、実際は木材価格が低迷し、当時の借金が膨れ上がり、植林後50年は経つのに売りに売れない状態になっています。

**Q15. 薪炭共用林はもう残っていないのでしょうか?**

A15. いいえ。面積は最初の7,000haから1,200haに減ってはいますが、栗生、湯泊、平内、船行、楠川、宮之浦、一湊、吉田では残っています。林野庁とのあいだで各共用林組合は5年ごとに契約更新をしなければならないのですが、契約更新を忘れてたり、もう利用価値がないと判断して契約更新をしなかったり、などの理由でだんだん減ってきています。

**Q16. 薪炭共用林はもう利用価値がないのでしょうか？**

A16. そうではないでしょう。100年前の屋久島の前岳部の写真を見ると、沿岸部ははげ山だらけです。当時鯖節を作るときに、大量の炭を使っていたからです。戦後の燃料革命の後、あまり人々の関心に上ってこなかった薪炭共用林ですが、杉の植林地を取り囲むように広葉樹が繁茂していることに気づきませんか。奥岳だけではなく、前岳部の屋久島の豊かな自然の姿をひそかに訴えているのですから、もっと関心を向けるべきです。

(文責：中島成久。このQ&Aは、2020年10月12日、「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」第2回準備委員会（於屋久島離島開発総合センター）において、「屋久島憲法を読む——屋久島の山の資源利用をめぐる回顧と展望」と題した中島の発表を基にまとめたものです。)

## 屋久島憲法100周年（第1回）

### —— 林野入会権をめぐる闘い ——

中島 成久（法政大学名誉教授、大阪大学博士〔国際公共政策〕）

今から100年前の大正10年(1921)農商務省鹿児島大林区は「屋久島国有林経営の大綱」を発表し、52,000haの国有林のうち7,000haを「委託林」として島民の薪炭林として利用可能とするほか、国有林伐採の仕事では島民を優先的に雇用すること、林道整備という名目で島のインフラ開発を行うことなどを約束した。その前年、国林下げ戻し裁判で原告が敗訴すると、島内に不穏な空気が溢れたため、国は融和的な政策を示したのである。島民はこの大綱を歓迎し屋久島憲法と呼ぶようになった。大正12年(1923)示された「屋久島国有林施業計画」では、屋久島国有林は第一種林(施業制限地)、第二種林(普通施業地)、第三種林(普通準施業地＝委託林)と分類され、その後の屋久島の山の資源利用の大枠が決定された。

江戸時代島民は屋久杉を伐採することで貢納し、屋久杉との交換で米、味噌などを手に入れていた。ところが、明治6年(1873)地租改正法が施行され、物納制から金納制へ徴税システムが大きく変わった。西南戦争による中断のため屋久島では明治14年(1881)完了した。そして明治22年(1889)には官民境界調査が実施され島の8割は国有林に編入された。当時の人々は日々の煮炊き、鰹節、鯖節製造、製糖、樟脳製造などに薪炭材を利用していたが、それも禁じられ、また漁業も不振を極めたため生活は困窮した。永田地区では明治20年代に山林誤謬訂正願いが提出され、牧新蔵翁らの献身的な努力の結果、1,500haの国有林が民有林に移管された。『屋久町郷土誌』第Ⅲ巻によると、地租改正時に「安房前岳以奥の安房川右岸尾立岳山麓の山林所有が認められた」(39頁)とある。林野入会権は一部認められた。

明治32年(1899)に国有林下げ戻し法が交付されると、上屋久村、下屋久村は別々に(しかしほぼ同時に)国有林の返還を申請した。明治36年(1903)申請が却下。ために両村は翌明治37年(1904)行政訴訟を起こした。原告は、各大字は村持ち支配林として係争山林を所有してきたと主張し、国は原告が屋久杉を利用してきた事実は認めたが、所有権は否定した。大審院は大正9年(1920)原告敗訴を言い渡した。

原告側は中央の弁護士数名に弁護を依頼した。写真は吉田の元区長近間正見氏(故人)が上屋久町歴史民俗資料館に寄贈したものである。写真の裏に、祖父の近間森蔵氏の筆で、「上屋久村山林下払事似就て上鹿成シタル人名」とあり、「1918年2月7日常盤旅館内庭に於て」と日付と場所が記されている。前列左から二人目は島田博士と記されているが、弁護士(のちの衆議院議長)の島田俊雄氏である。島田氏の来鹿の折に常盤旅館で打ち合わせを行ったのであろうか。正見氏の弟の十九二氏によると、「森蔵は加世田から移住してきて、枕木の仕事をやっていて村議をしていた」。判決の約2年前の厳しい雰囲気伝わってくる写真である。この写真は『目で見ると種子島・屋久島の100年』郷土出版社、2004年に掲載されているが、説明の半分は間違っている。(つづく)



写真1. 1918年2月鹿児島市常盤旅館で撮影された上屋久村原告団と弁護士島田俊雄氏との記念写真

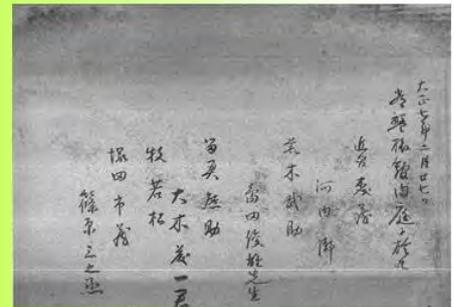


写真2. 写真1の裏書きに故近間正見氏の祖父の近間森蔵氏が記した関係者の氏名

## 屋久島憲法100周年（第2回）

### —— 委託林利用の実態 ——

中島 成久（法政大学名誉教授、大阪大学博士〔国際公共政策〕）

「屋久島国有林経営の大綱」（屋久島憲法）で各集落に合計 7,000ha の委託林が与えられた。上屋久営林署が作成した「委託林関係一覧表」（昭和 8～12 年）には、上屋久村内の小瀬田、榑川・楠川、宮之浦、志戸子、一湊、吉田、永田・瀬切の 7 集落の委託林利用の詳細が記されている。屋久島森林生態系保全センターの林友和所長のご厚意によって、貴重な資料の一部を以下紹介する。

小瀬田では、総戸数 90、受託者数 78、実行組合加入者数 78、委託林面積 316ha、年伐標準面積 12.66ha である。昭和 10 年前後に各集落に委託林実行組合が結成され、委託林経営の中心となった。

委託林利用は自家用と稼用に分けられる。昭和 8 年（1933）の小瀬田では自家用 2.32ha、稼用は用材と薪材（木炭製造用）合計で 8.68ha であるが、昭和 11 年には自家用が減り、稼用が 10.24ha に増えている。各集落では用材としてシイ、タブ、モッコク、クロマツ、シラカシ、サクラ、スギ、バリバリ、オガタマ、ザツ、ナギ、アカカシ、ウリハダカエデ、ヤマグルマ、フカノキ、アブラギリ、ハリギリ、ヤマハゼなどが利用されている。薪材用には、カシ、ザツが挙げられているが、『屋久町郷土誌』には他にイス、シイ、シロカシ、アカカシ、松などがある。

次に、実行組合の収支状況を見る。昭和 8 年小瀬田実行組合の収入は出資金 500 円、製品売上代 4,960 円、その他 47 円、計 5,507 円（端数切捨て）。支出は資材払下げ代 618 円、賃金 2,743 円、事業材料 94 円、その他 166 円、計 3,621 円。差し引き 1,885 円の利益である。宮本常一は『屋久島民俗誌』の中で「小瀬田は委託林を最も効率的に経営している村である。・・・利益の積立金でまずは小学校の改築に利用された」と述べている（64 頁）が、それが裏付けられた。

さらに、作業別従業者数並びに取得高調べと題する統計がある。作業は杣夫、製炭夫、炭材請け切り日従、薪切、運搬夫（用材馬地引）、袋制作に分れている。杣夫は男の仕事で 13 人いて、標準賃金 1 円 70 銭、月就業日数 18 日、取得賃金 30 円 60 銭。製炭夫は男の仕事で、それぞれ 11 人、1 円、28 日、28 円。炭材請け切り日従は男の仕事で、それぞれ 20 人、80 銭、10 日、8 円。薪切とはできた炭を短く切る仕事で、男女とも行うが賃金が違う。男は 55 人いて、日当 90 銭、月 15 日就業して 13 円 50 銭の収入。女は 20 人いて、日当 65 銭、月 5 日就業して、3 円 25 銭の収入。運搬夫は男の仕事で、5 名、日当 2 円、月 10 日就業 20 円の収入。炭袋制作は女の仕事で、日当 50 銭、月 10 日働き、5 円の収入。昭和 11 年度生産見込み量は 5 万枚とされている。

ある指標では昭和 10 年（1935）の大工手間賃 1 日 3 円、日雇い労働者日当 1 円 20 銭である。委託林経営収入の多くは集落に還元され、個人の所得という観点からは家計の一部をまかなうに過ぎなかった。（つづく）



写真 小瀬田共用林組合記念碑  
（林友和氏撮影）

## 屋久島憲法100周年（第3回）

### —— 衰退する林野入会権 ——

中島 成久（法政大学名誉教授、大阪大学博士〔国際公共政策〕）

昭和 26 年（1951）国有林野法が改正され委託林は薪炭共用林と改称された。当初 7,091ha あった共用林が昭和 26 年には 4,834ha に減少した。町有林への所属替え、林野整備による売却などが理由である。大字単位で共用林組合が設立され、屋久島全体で 20 組合がある。

戦後、パルプの原料に広葉樹が伐採され始めた。伐採のピークは昭和 36 年から 10 年間である。十条製紙、帝鉄林業などが共用林伐採の権利を得て伐採を行った。多くの組合は搬出など何らかの作業を担った。さらに、昭和 30 年代から屋久島でも燃料革命が人々の生活に及び始め、日々の燃料として薪炭に依存しなくなってきた。戦前に比べると共用林（委託林）が人々の生活に占める比重が大きく低下してきた。

昭和 36 年（1961）屋久島林業開発公社が設立され、県、林野庁と協力して共用林の伐採跡地にスギなどを植え、数十年後に利益を上げることを目指した。だが、熱帯材の輸入が増え、国産材への需要が低下したため木材価格は下がり、公社林（分収林）は塩漬け状態になり、伐期を延長して現在に至っている。当初の借入金は利子が莫大に膨れ上がり、膨大な赤字に陥っている。

平成 11 年（1999）屋久島林業開発公社は鹿児島県林業開発公社と合併し、鹿児島県森林整備公社となった。同時に借り換えを行い、出資者にわずかながら返金を行った。その後屋久島会計という特別枠を認められたが、赤字体質は変わっていない。県森林整備公社の令和元年度事業報告によると、屋久島会計は 71.6 億円の負債を抱えている（日本政策金融公庫 12.8 億円、市中銀行 1.7 億円、屋久島町 900 万円、鹿児島県 56.6 億円）。この天文学的な負債のことはあまり知られていないが、大問題である。

各共用林組合は屋久島林業開発公社にスギ植林用の土地を提供した。林野庁との間で共用林組合は 5 年ごとに契約更新をする必要があり、契約更新を忘れた、あるいはもう利用価値がないと判断して契約更新をしなかった、などの理由で薪炭共用林は、現在、栗生、湯泊、平内、船行、楠川、宮之浦、一湊、吉田の 8 集落、合計 1,216ha が残っているに過ぎない。共用林を持っていない組合は、公社林の保守、管理の仕事があるだけで、組合としての自前の予算をほとんど持っておらず、活動が著しく低下している。

林野入会権をめぐる屋久島の闘いは 2 度敗北した。一度目は 100 年前の判決であり、2 度目は時の流れの中で次第にその意義が忘れられていく現代である。ウィルソンが 100 年前に撮った写真を見ると、はげ山だらけの沿岸部に衝撃を受ける。当時鯉節、鯖節を作るときに、大量の薪炭を使っていたためだ。現在、前岳部のスギの植林地を取り囲むように広葉樹が繁茂しているが、屋久島の将来展望の中でどう位置づけるのか、共用林組合は現状のままでいいのか、課題は多い。（つづく）



小瀬田女川上流部の公社林(分収林)

## 屋久島憲法100周年（第4回）

### —— 共用林組合の盛衰 ——

中島 成久（法政大学名誉教授、大阪大学博士〔国際公共政策〕）

針葉樹、広葉樹ごとの国有林の伐採量は、大正14年（1925）以来年間4～5万 $\text{m}^3$ であった。ところが、昭和36年にはその2倍以上、38年から46年までは3倍以上の15～18万 $\text{m}^3$ に急増した（『上屋久町郷土誌』表28「屋久島国有林における収穫量の推移」）。それは前岳部の共用林の広葉樹がパルプの原料として集中的に伐採された結果である。この時代に共用林組合によっては大きな利益を上げ、それを集落に還元していた。その実態を栗生共用林組合（以下組合）で見てみる。

栗生の人口は令和3年260世帯、435人に過ぎないが、江戸時代中期には600人の人口があった。小楊子川水系の広大な村持ち林があり、カツオ漁の基地で、往時は繁栄を極めた。当初927haの委託林が設定された組合の実態について、藤村憲治氏（元栗生診療所長）のご協力により、山崎明良氏、江口勝實氏、上山舜一郎氏から2回お話を伺った。戦前の委託林時代に木炭、トリモチ、樟脳、枕木の生産を行っていた。戦後、共用林の伐採は組合が人夫を手配し、帝鉄林業に卸していた。バブル期前後には組合の会計に最大1億5千万円があり、その中から区費を負担した。

「昭和48年から組合員の区費は一括して組合より区に支払われたので、自己負担はなかった。しかし林業の先行きも見えてきたので、昭和50年からは区費の一部負担が見込まれている。昭和61年度栗生区一般会計決算書交付金200万円、組合より交付（総収入1100万円）、昭和62年度一般会計予算交付金170万円、組合より交付（総収入1023万円）。昭和62年度婦人会交付金9万円、共用林組合より交付（総収入17万7000円）」（『屋久町郷土誌』第1巻、92～109頁）。

聞き取りによれば、「昭和36年以降の分収林拡大の際、栗生には6人の親方がいて、組合との間で入札し、地元人夫を雇用した。2020年度、神社の補修費に500万円を寄付した結果、組合の会計に1200万円の残金がある。組合員の区費は非組合員よりも安い」。組合員とは「元の住民だけではなく、移住者でも10年以上住み、定住の意思があれば組合員になれる」とのことで栗生の独自性が見える。

栗生区と組合は、平成元年（1989）会計上合併した。「組合長は区長が兼務する。集落常任委員会規定に、新たに共用林に関する常任委員会を設置して問題解決にあたる。組合財産管理については集落予算編成時に考慮する、などが合意された」（栗生村づくり通信」平成元年、第13号）。組合の財源は枯渇し、独自の活動はもはや期待できない時代がやってきた。（つづく）



栗生共用林内分収林の下刈作業  
1982年日下田紀三氏撮影

## 屋久島憲法100周年（第5回）

### —— 分収造林にかけた夢と現実 ——

中島 成久（法政大学名誉教授、大阪大学博士〔国際公共政策〕）

尾之間三山（モッコム岳、耳岳、割石岳）山系に展開する尾之間共用林組合の資料では、昭和37年度から43年度の間、屋久島林業開発公社の分収造林事業に、毎年11～26万円を拠出した。出資者の数も造林地の面積（5～8ha）も年度ごとに異なる。出資者が植林、下刈、除間伐作業を担った。公社と地元が6対4の割合で収益を分け合う分収契約だが、40年後に伐採された暁には、投資額の何倍ものリターンがあることを人々は信じていた。

平成18年（2006）県森林整備公社の「屋久島地区事業説明会資料」によれば、全20共用林組合別公社営林の現況が、スギ、広葉樹、除地（岩石地や急傾斜地などで、植林ができない場所のこと）ごとに示されている。主だったところでは、宮之浦300ha、79ha、4ha、一湊273ha、113ha、1ha、永田313ha、97ha、7ha、栗生403ha、38ha、16haである（少数点以下四捨五入）。尾之間は13ha、20haで、上の4集落以外の他の集落の中でも少ない方に入る。

平成18年の『鹿児島県森林整備公社のあり方に関する提言』（「以下「提言」）の中で屋久島会計の現状が危機的であると述べられている。屋久島産材は輸送コストがかかるため、地元のもうけは少ない。分収契約は「利益が出た場合」の分収比のことで、赤字の場合地元にも負担が課される可能性がある。分収造林にかけた人々の夢は叶えられなかった。

「提言」の中で「屋久島共用林は地球環境に貢献する森林としての評価をすべきである」とは言っているが、赤字解消の切り札は示されていない。屋久島では地スギの消費を増やそうとする動きはあるが、それだけでは十分でない。遠藤日雄著『「複合林産型」で創る国産材ビジネスの新潮流』（2018年）の中で「伐採された木を100%利用することが肝要である」、と今後の林業のあり方が示唆されている。屋久島産チップとおが粉も島外利用に出荷されているが、島内でのバイオマスエネルギー源として利用できないだろうか。「提言」では、「伐期を100年超に伸ばした場合、卓抜をして状態のいい木を残していくことが重要」としているが、資金的な裏付けはない。

そこで、CSR（企業の社会的責任）に関心の高い企業に資金提供を仰ぎ、世界遺産にふさわしい森づくりを共に行う方向性を示すことも可能だろう。分収林契約終了後は「元の状態に戻る」と契約書には記されているが、国にすべてを任せるのではなく、地元から発信を続けることが重要である。

今回用いた資料の利用では尾之間共用林組合の日高一男氏と尾之間区長の日高典孝氏のご協力を得た。（つづく）



尾之間三山、モッコム岳、耳岳（中央の三角錐のピーク）、割石岳  
太田五雄氏撮影

## 屋久島憲法100周年（第6回）

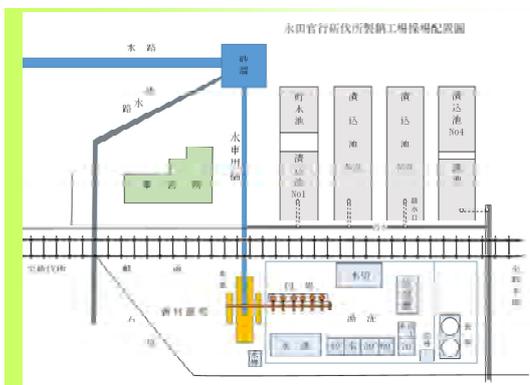
### —— 里めぐりの可能性 ——

中島 成久（法政大学名誉教授、大阪大学博士〔国際公共政策〕）

屋久島は1993年世界遺産に登録された。1921年の「屋久島国有林経営の大綱」（いわゆる屋久島憲法）後に出された「屋久島国有林施業計画」の中の第一種林（施行制限地）が、後に学術参考保護林、天然記念物、国立公園となり、世界遺産につながった。その後は屋久島の自然を讃える言説のオンパレードである。そうした屋久島の自然礼賛の言説に対抗するために生まれたのが里めぐりである。吉田集落で2000年代に入ってから、身近な里の魅力を地元の語り部が観光客に発信するという里めぐりが始まった。現在町内の8集落（本村、永田、吉田、一湊、宮之浦、春牧、平内、中間）で行われている。里めぐりの実態を、吉田の近間十九二さん、春牧の石川國明さんらに伺った。

屋食に地元の魚を料理してくれることで人気の吉田の活動の中で「とんぼれ」と呼ばれる瀬風呂体験は出色である。海岸部の岩の窪みに海水と川の水を入れ、焼石を適当に投げ込んで、お湯を沸かす野趣豊かな風呂である。地元では山仕事・畑仕事の後に入浴していた。ところで、この「とんぼれ」の語源は「瀬戸の風呂」が訛ったものと思われる。まず「せとんぶろ」と音韻変化し、それが「とんぶろ」となり、最終的に「とんぼれ」と変化したのではないか。春牧地区はすでに二冊の本を出版するほど活発な里めぐり活動を行っている（『春牧里めぐり里語り読本』、『屋久島里の花ハンドブック』）。その『読本』に「モチダ」のことが述べられている。モチ田とは、鳥もちを生産するために原料となるヤマグルマを数か月水の中に漬けておく場所のことである。このモチ田は、「大綱」の第3項の後半の段に「島民の便益のために籾（もち）の木を払い下げる」と述べられていることに基づく。モチ田は栗生や永田ほか島内各地に残っている。

屋久島の魅力は山だけではなく、里の暮らしの中にもあることを「発見」した里めぐり活動の功績は大きい。近間さんは個人用に今でも炭を焼いているが、吉田の共用林の歴史は里めぐり活動の中にとりいれられてはいない。『読本』の中に炭焼きの話が出てくるが、石川さんによると「春牧では共用林組合から木を払い下げてもらって個人で炭を焼いていた」。共用林とは薪炭共用林のことで、つい50年前まではどの集落でも日常的に炭を焼き共用林を生活の中に利用していた。そういう歴史を、もっと積極的に伝承していくことが重要である。そうした活動の延長上に、前岳部の森が地球環境問題解決に貢献する里山として復活する未来が見えてくる。（おわり）  
右上配置図は、下屋久営林署調査「下屋久営林署に於ける籾製造」（昭和13年）より制作。



永田官行斫伐所製籾工場操場配置図



ヤマグルマの樹皮を浸している漬込池。看板には「安房製籾所」との記載(写真は昭和10年代と見られる)



写真1

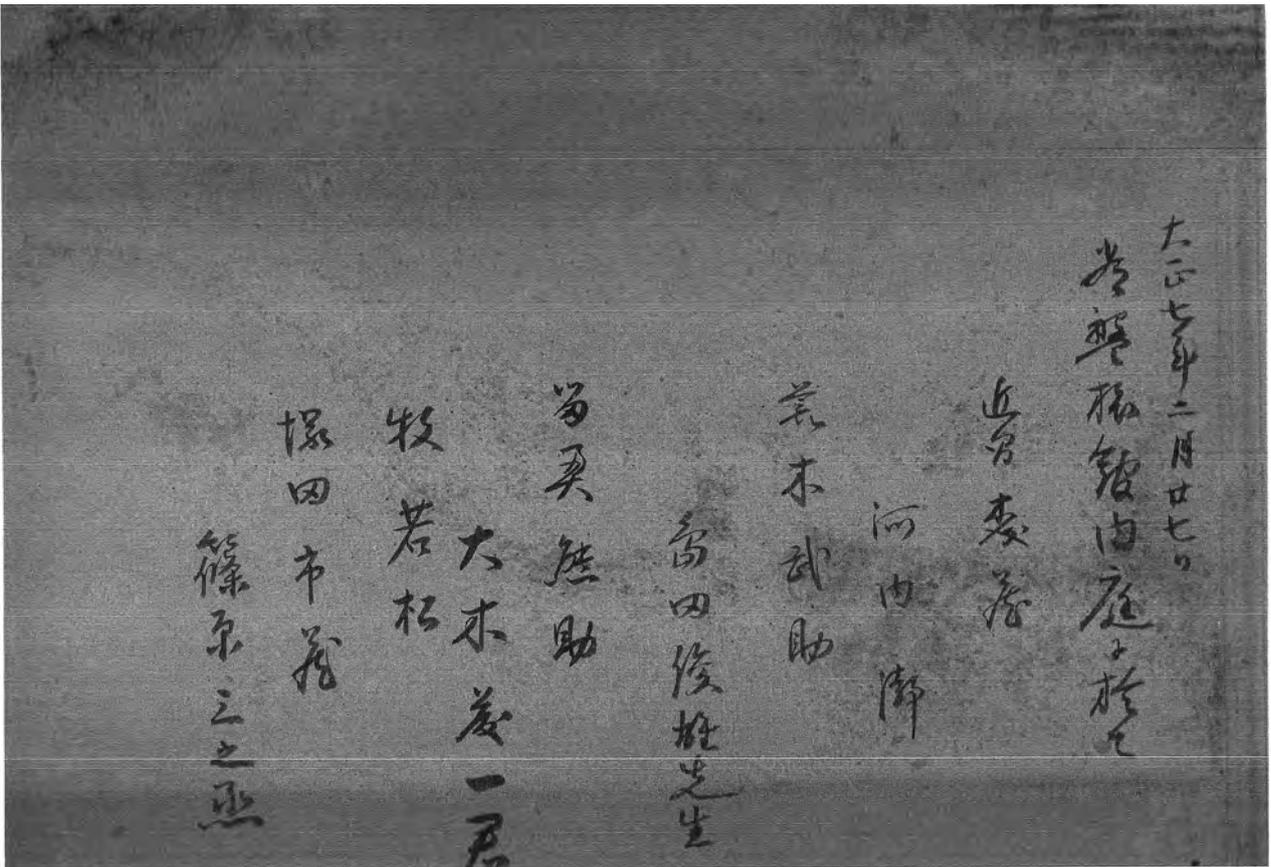


写真2



写真3

写真 1.2.3  
栗生共用林分収林の下刈作業  
1982年 日下田紀三氏撮影



元吉田区長の故近間正見氏が屋久島町歴史民俗資料館に寄贈した写真。上は、1918年2月、鹿児島市常盤旅館で撮影された国有林下げ戻し裁判の上屋久村原告団と弁護士島田俊雄氏（前列左から2人目）との記念写真。下は、上の写真の裏書に近間正見氏の祖父の近間森蔵氏が記した関係者の氏名。



安房築港（船溜まり）掘削工事，1941年（昭和16年）



完成した安房築港（船溜まり），1955年（昭和30年）頃



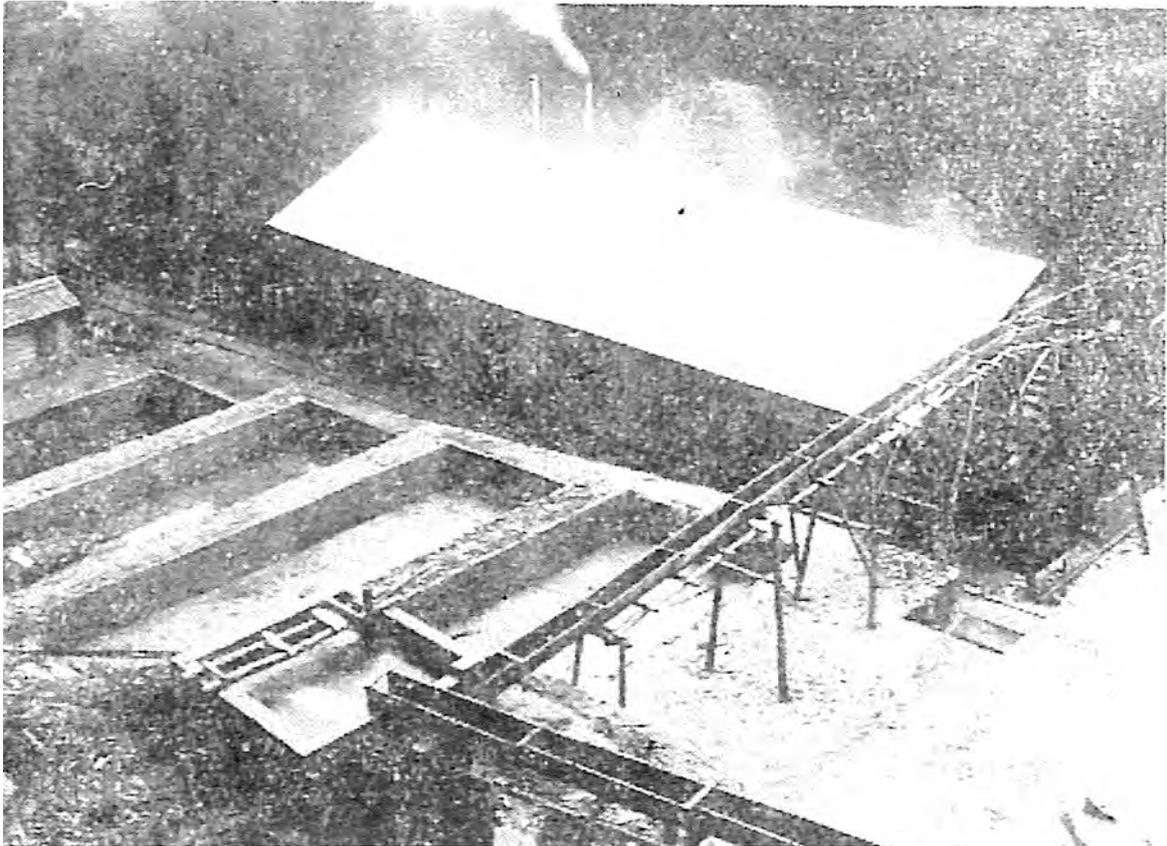
宮之浦共用林伐採箇所（S30 年代後半）



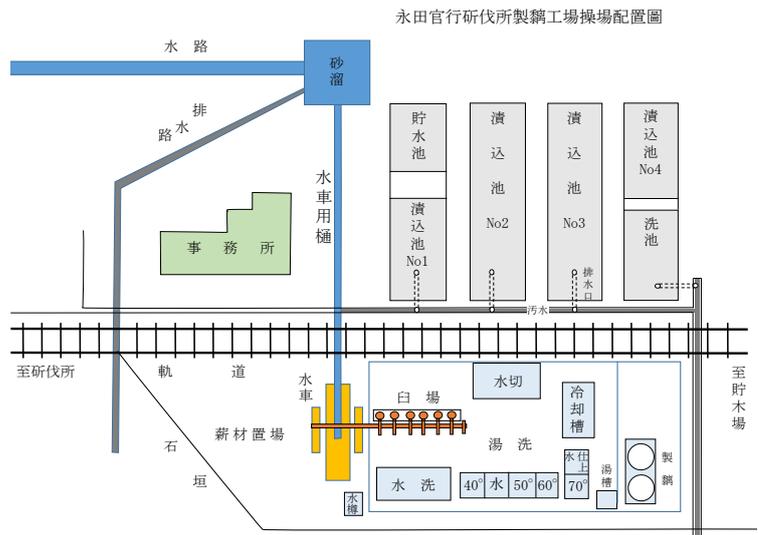
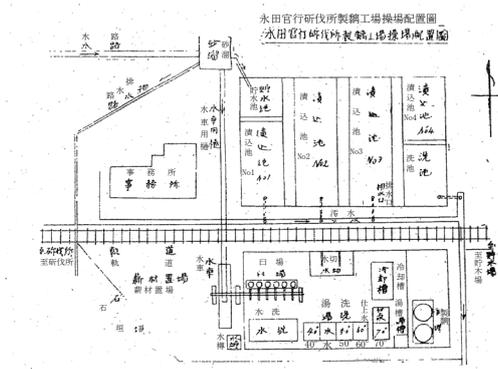
永田共用林伐採箇所（S30～40 年代）



安房整籾所（トリモチ工場）（昭和初期）



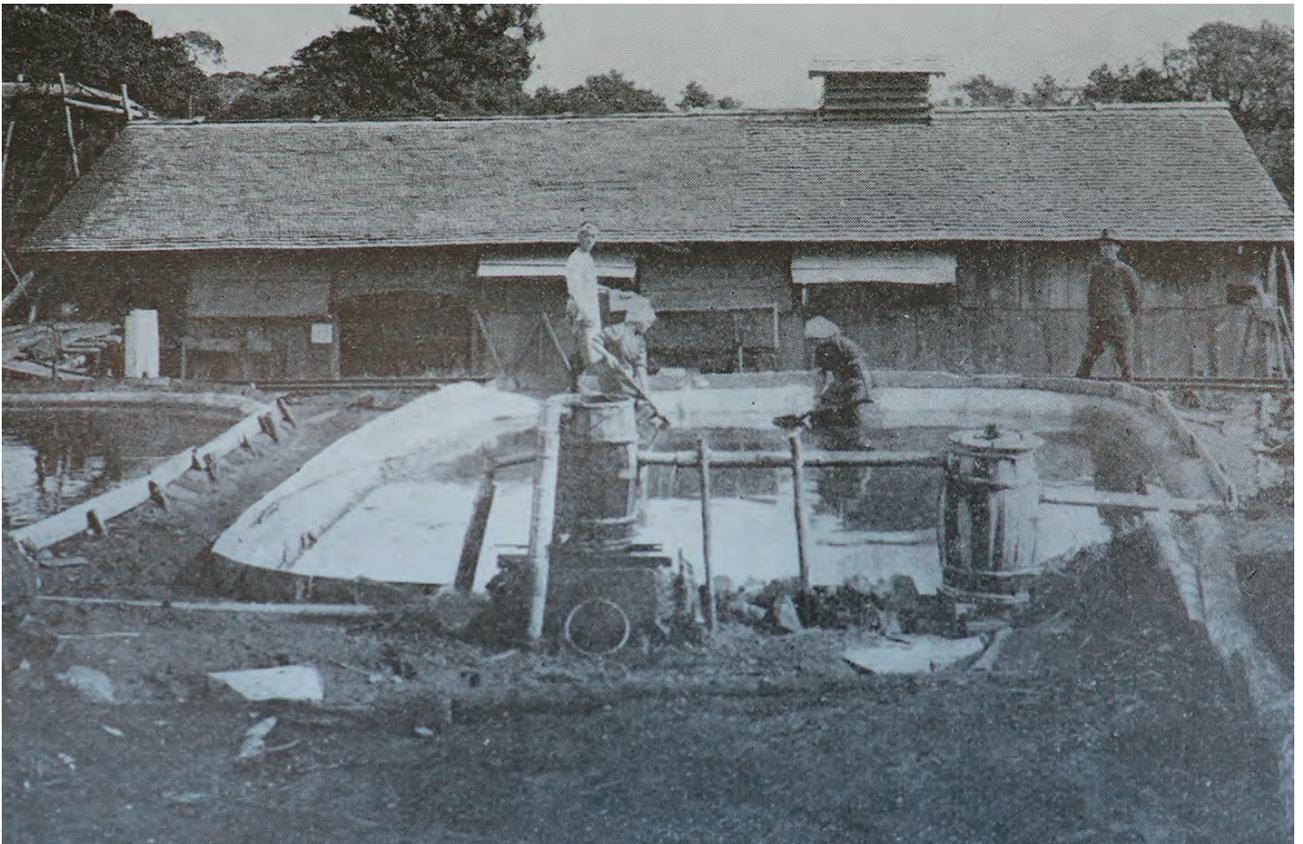
永田製鐵工場



配置図は、下屋久宮林署調査「下屋久宮林署に於ける鐵製造」(昭和13年)より制作。



製籾工場（場所不明）\_S10年頃



製籾場（太忠岳国有林）



製糺場屋内 (太忠岳国有林)

#### 4. ポスター決定通知



まりか  
外蘭 真梨花 さん (春牧)

内容が一目でわかるように、真ん中に大きく「屋久島憲法 100周年シンポジウム」の文字を置き、背景は木漏れ日が多く、奥深い屋久島の森をイメージして描きました。文字は、屋久島と関わりの深い林業のイメージで、切り株とそこから育った新芽を描き、次世代に伝えるという意味も込め、屋久島をイメージした山、海、人のカラーで塗りました。



らく  
手塚 楽 さん (一湊)

2020年屋久島に移住しました。移住する以前は沖縄の伝統工芸「紅型」の工房に勤務、最近では身近な屋久島の風景を絵の中に取り入れることを意識した絵を発信しています。デザインコンセプトは、「屋久島憲法」を次世代へ渡すバトンにみたてて、デザインしました。元気でフレッシュな感じが出るように意識して制作しました。

**屋久島憲法100周年記念シンポジウム 11/6(土) ▶ 7(日)**

[主催] 一般財団法人自治総合センター / 屋久島憲法 100周年記念シンポジウム実行委員会

11月6日と7日の2日間で開催予定の「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」をイメージするポスターデザインを町報4月号で募集し、応募いただいた作品の中から選考の結果、次の2作品を採用することに決

定しました。  
今後、シンポジウムの周知ポスターなどに使用させていただきます。  
採用作品を制作の意図と合わせてご紹介いたします。

屋久島憲法100周年記念シンポジウム  
ポスターデザインが決定しました

※次ページのポスターのスケジュールは2021年8月中旬の案。

# 屋久島憲法 100周年記念 シンポジウム

2021年  
11月6日(土) - 7日(日)  
屋久島町総合センター(安房)

11月6日(土)

12:30  
13:00-13:15  
13:15-13:35  
13:40-17:15

開場  
来賓あいさつ  
シンポジウム趣旨説明  
記念講演

「屋久島憲法100周年——『上屋久町誌』  
編纂過程から見える屋久島像」  
「屋久島憲法と屋久島国有林の経営について」  
「離島経済の振興を森林・林業・木材産業の視点から考える」  
「共有林の現状と今後のあり方」

三木靖氏(鹿児島国際大学名誉教授)  
小島孝文氏(林野庁九州森林局長)  
遠藤日雄氏(元鹿児島大学教授)  
枚田邦宏氏(鹿児島大学教授)

day1

11月7日(日)

09:30-11:45  
11:45-13:00  
13:00-13:50  
14:00-14:45  
14:45-15:30  
15:30-17:00  
17:00

「地元の眼で語る委託林・共用林の歴史的転回」パネルディスカッション  
昼食  
記念講演  
「屋久島のバイオマス資源利用の可能性」  
コメント  
屋久島高校吹奏楽部演奏  
総合討論「屋久島憲法100周年の教訓」  
閉会

金 仁周氏(日本工営開発・運営事業部専門部長)

day2

公式  
Facebook  
QRコード



# 屋久島憲法

# 100周年

## 記念シンポジウム

2021年11月6日(土)ー7日(日)  
屋久島町総合センター(安房)

### 11月6日(土)

- 12:30 開場  
13:00~13:15 来賓あいさつ  
13:15~13:35 シンポジウム趣旨説明  
13:40~17:15 記念講演 「屋久島憲法100周年——『上屋久町誌』編纂過程から見える屋久島像」 三木靖氏(鹿児島国際大学名誉教授)  
「屋久島憲法と屋久島国有林の経営について」 小島孝文氏(林野庁九州森林局長)  
「離島経済の振興を森林・林業・木材産業の視点から考える」 遠藤日雄氏(元鹿児島大学教授)  
「共有林の現状と今後のあり方」 枚田邦宏氏(鹿児島大学教授)

### 11月7日(日)

- 09:30~11:45 パネルディスカッション:「地元の眼で語る委託林・共用林の歴史的転回」  
11:45~13:00 昼食  
13:00~13:50 記念講演 「屋久島のバイオマス資源利用の可能性」 金仁周氏(日本工営開発・運営事業部専門部長)  
14:00~14:50 実行委員コメント  
14:50~15:30 屋久島高校吹奏楽部演奏  
15:30~17:00 総合討論:「屋久島憲法100周年の教訓」  
17:00 閉会

屋久島憲法100周年  
記念シンポジウム  
Facebookページは  
こちらから!



## 5. 2020年度「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」準備委員会活動記録

### 第1回準備委員会

- (1) 期日 令和2年8月4日(火) 午後2時～3時半
- (2) 会場 宮之浦環境文化村レクチャー室(1階)
- (3) 議題 「屋久島憲法100周年記念シンポジウム準備委員会」設立宣言／設立準備委員会の規約、ミッション、今後の活動計画の承認、その他

### 第2回準備委員会

- (1) 日時：令和2年10月12日(月) 午後2時～4時
- (2) 会場：宮之浦離島開発総合センター第1会議室(2階)
- (3) 話題提供  
中島成久氏(法政大学名誉教授)  
「屋久島憲法を読む——屋久島の山の資源利用の回顧と展望」
- (4) 報告  
4-1 一般財団法人自治総合センターに提出した「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」(2021年11月6～7日実施予定)の応募について  
4-2 今後の活動日程について

### 第3回準備委員会

- (1) 日時：令和2年11月30日(月) 午後2時～4時
- (2) 会場：宮之浦離島開発総合センター第1会議室(2階)
- (3) 話題提供  
3-1  
屋久島森林管理署署長 西純一郎氏  
「国有林、共用林、民有林、そして世界自然遺産屋久島の山の資源利用の現状」  
3-2  
屋久島森林生態系保全センター所長 林友和氏  
「今後の屋久島国有林の森林生態系保全について」  
3-3 コメント+質疑応答  
(4) 今後の活動日程について

### 第4回準備委員会

- (1) 日時：令和3年2月3日(水) 午後2時～4時
- (2) 会場：宮之浦離島開発総合センター第1会議室(2階)
- (3) 総合テーマ：「屋久島共用林の現状」  
3-1 永田共用林組合の現状(2時～2時40分)  
松田幸夫氏(元永田区長／元永田共用林組合長)  
\*ご高齢のため、永田区長田中一巳氏と中島成久がアウトラインを発表し、松田氏に補足していただきます。  
3-2 安房共用林組合の現状(2時40分～3時5分)  
日高雲平氏(屋久町共用林組合長／安房共用林組合長)  
3-3 楠川共用林組合の現状(3時5分～3時半)  
牧実寛氏(上屋久町共用林組合連合会会長／楠川共用林組合長)  
3-4 質疑応答(3時半～4時)  
(4) 今後の日程

(5) その他

#### 第5回準備委員会

- (1) 日時：令和3年3月16日（火）午後2時～4時
- (2) 会場：宮之浦離島開発総合センター第1会議室（2階）
- (3) 話題提供

#### 3-1 「屋久島の発電について」（14時～14時40分）

植村 健二氏（屋久島電工株式会社総務部長）

質疑応答①（14時40～15時10分）

#### 3-2 「地図、資料から読む委託林、薪炭共用林の変遷」（15時10～15時40分）

中島 成久＋林 友和氏（屋久島森林生態系保全センター所長）

質疑応答②（15時40～15時50分）

(4) 今後の日程

(5) その他

## 6. 「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」実行委員会名簿

委員長 中島成久（法政大学名誉教授、大阪大学博士〔国際公共政策〕）

副委員長 牧 実寛（上屋久町共用林組合連合会会長／楠川共用林組合長）

事務局兼会計 寺田久志（屋久島森林組合総務課長）

委員 松田公博（屋久町共用林組合連合会副会長／船行共用林組合長）

委員 黒木興太郎（林野庁屋久島森林管理署署長）

委員 林 友和（林野庁屋久島森林生態系保全センター所長）

委員 塚元耕治（鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所所長）

委員 高良尚男（公益財団法人屋久島環境文化財団事務局長）

委員 植村健二（屋久島電工株式会社事業管理部長）

委員 三角謙二（屋久島町役場政策推進課課長）

委員 川崎勝也（屋久島町役場産業振興課係長）

本「資料集」の無断引用・転載を禁止します。

本「資料集」に関する問い合わせ先：

「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」実行委員会委員長 中島成久  
(Eメールアドレス: nnaka@hosei.ac.jp)

「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」配信動画

2021年11月6日 <https://youtu.be/0xUm0jPCr3g>

11月7日 午前の部 [https://youtu.be/5\\_cMx43wj3Y](https://youtu.be/5_cMx43wj3Y)

11月7日 午後の部 <https://youtu.be/yFnfhOqxjZ4>

「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」資料集

2021 年（令和 3 年）10 月 30 日印刷

2021 年（令和 3 年）11 月 6 日発行

発行 「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」実行委員会（編集）

印刷 （株）屋久島新生社印刷

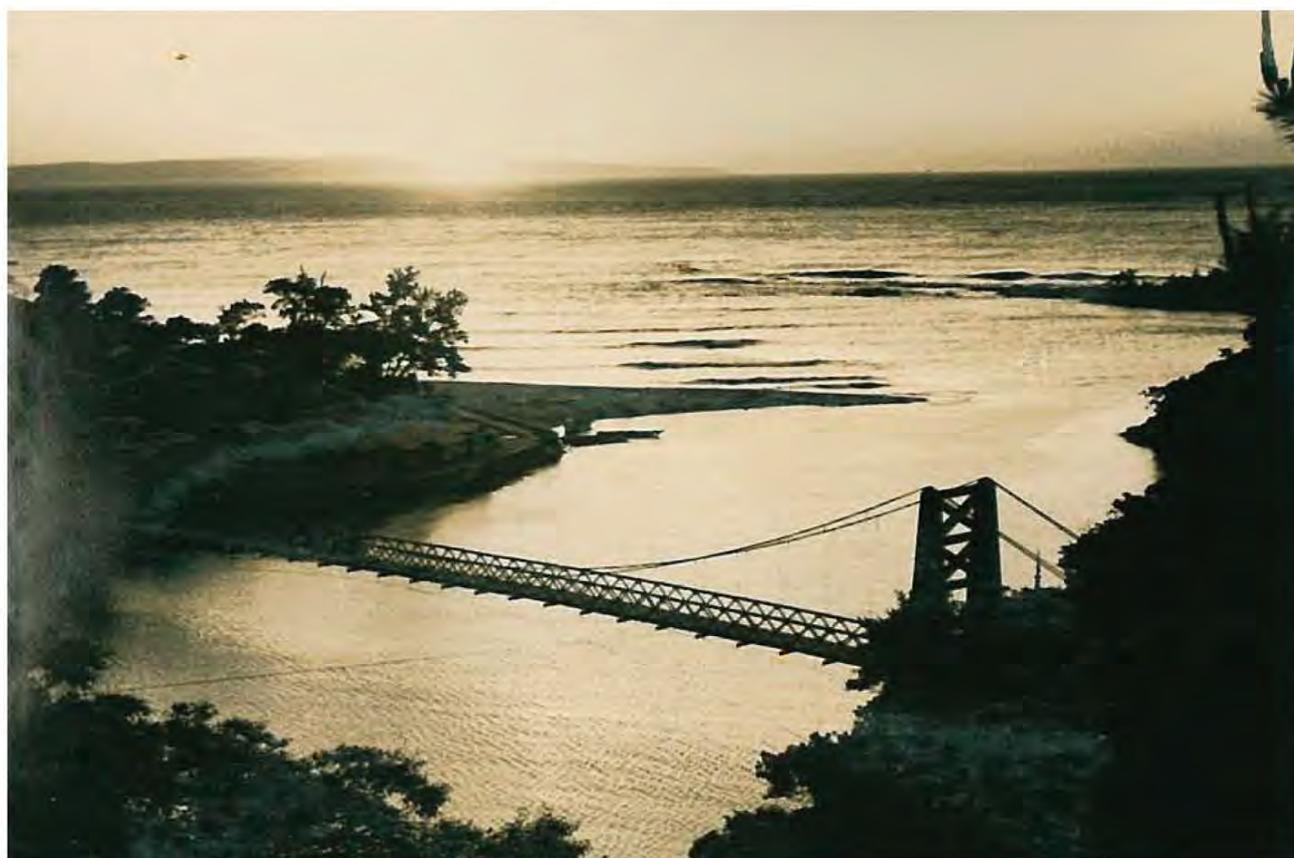
〒 891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 826-42

電話 0997-43-5021

## 「屋久島憲法」で表明された島内インフラ整備



宮之浦川橋（昭和5年11月完成、写真撮影時期は不明）



安房吊橋（昭和5年10月完成、写真撮影時期は昭和30年代）